

七戸町地域防災計画

[風水害等災害対策編]



令和5年10月

七戸町防災会議

目 次

《風水害等災害対策編》	1
第1章 総 則	4
第1節 計画の目的	4
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の構成	4
第4節 各機関の実施責任.....	5
第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱	5
第6節 町の概況	5
第7節 町の災害	6
第8節 災害の想定	10
第2章 防災組織	11
第1節 七戸町防災会議.....	11
第2節 配備態勢	12
第3節 七戸町災害対策本部.....	14
第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織.....	23
第5節 防災関係機関の災害対策組織.....	23
第3章 災害予防計画	24
第1節 調査研究	24
第2節 業務継続性の確保.....	25
第3節 防災業務施設・設備等の整備.....	26
第4節 青森県防災情報ネットワーク.....	34
第5節 防災事業	35
第6節 自主防災組織等の確立.....	38
第7節 防災教育及び防災思想の普及.....	39
第8節 企業防災の促進.....	41
第9節 防災訓練	41
第10節 避難対策	42
第11節 災害備蓄対策.....	51
第12節 要配慮者安全確保対策.....	51
第13節 防災ボランティア活動対策.....	51
第14節 文教対策	51
第15節 警備対策	51
第16節 交通施設対策.....	51
第17節 上下水道対策.....	52
第18節 水害予防対策.....	53
第19節 風害予防対策.....	56
第20節 土砂災害予防対策.....	57

第2 1 節	火災予防対策	61
第2 2 節	複合災害対策	62
第4章	災害応急対策計画	63
第1 節	気象予報・警報等の発表及び伝達	63
第2 節	情報収集及び被害等報告	84
第3 節	通信連絡	84
第4 節	災害広報・情報提供	84
第5 節	自衛隊災害派遣要請	84
第6 節	広域応援	85
第7 節	航空機運用	85
第8 節	避難	86
第9 節	消防	102
第1 0 節	水防	103
第1 1 節	救出	103
第1 2 節	食料供給	103
第1 3 節	給水	103
第1 4 節	応急住宅供給	103
第1 5 節	遺体の捜索、処理、埋火葬	103
第1 6 節	障害物除去	103
第1 7 節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	103
第1 8 節	医療、助産及び保健	103
第1 9 節	被災動物対策	103
第2 0 節	輸送対策	103
第2 1 節	労務供給	103
第2 2 節	防災ボランティア受入・支援対策	103
第2 3 節	防疫	103
第2 4 節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	104
第2 5 節	文教対策	104
第2 6 節	警備対策	104
第2 7 節	交通対策	104
第2 8 節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	104
第5章	雪害対策、事故災害対策計画	105
第1 節	雪害対策	105
第2 節	航空災害対策	112
第3 節	鉄道災害対策	117
第4 節	道路災害対策	120
第5 節	危険物等災害対策	124
第6 節	大規模な火事災害対策	131
第7 節	大規模な林野火災対策	135
第6章	災害復旧対策計画	143
第1 節	公共施設災害復旧	143

第2節	民生安定のための金融対策.....	143
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	143

《風水害等災害対策編》

風水害等災害対策編は、節により地震災害対策編と重複する内容が多いため、風水害等災害対策編においては重複する本文記載を割愛し、地震災害対策編を参照することとした。重複する節は、以下のとおりである。

目次項目	地震災害対策編における対応節
第1章 総則	
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 各機関の実施責任	第1章－総則 第4節
第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱	第1章－総則 第5節
第6節 町の概況	第1章－総則 第6節
第7節 町の災害	
第8節 災害の想定	
第2章 防災組織	
第1節 七戸町防災会議	第2章－防災組織 第1節
第2節 配備態勢	
第3節 七戸町災害対策本部	
第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織	
第5節 防災関係機関の災害対策組織	
第3章 災害予防計画	
第1節 調査研究	
第2節 業務継続性の確保	第3章－災害予防計画 第2節
第3節 防災業務施設・設備等の整備	
第4節 青森県防災情報ネットワーク	第3章－災害予防計画 第4節
第5節 防災事業	
第6節 自主防災組織等の確立	第3章－災害予防計画 第5節
第7節 防災教育及び防災思想の普及	
第8節 企業防災の促進	第3章－災害予防計画 第7節
第9節 防災訓練	第3章－災害予防計画 第8節
第10節 避難対策	
第11節 災害備蓄対策	第3章－災害予防計画 第10節
第12節 要配慮者安全確保対策	第3章－災害予防計画 第16節
第13節 防災ボランティア活動対策	第3章－災害予防計画 第17節
第14節 文教対策	第3章－災害予防計画 第19節
第15節 警備対策	第3章－災害予防計画 第20節
第16節 交通施設対策	第3章－災害予防計画 第21節
第17節 上下水道対策	
第18節 水害予防対策	
第19節 風害予防対策	
第20節 土砂災害予防対策	
第21節 火災予防対策	
第22節 複合災害対策	第3章－災害予防計画 第24節
第4章 災害応急対策計画	

目次項目	地震災害対策編における対応節
第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達	
第2節 情報収集及び被害等報告	第4章－災害応急対策計画 第2節
第3節 通信連絡	第4章－災害応急対策計画 第3節
第4節 災害広報・情報提供	第4章－災害応急対策計画 第4節
第5節 自衛隊災害派遣要請	第4章－災害応急対策計画 第5節
第6節 広域応援	第4章－災害応急対策計画 第6節
第7節 航空機運用	第4章－災害応急対策計画 第7節
第8節 避難	
第9節 消防	第4章－災害応急対策計画 第9節
第10節 水防	第4章－災害応急対策計画 第10節
第11節 救出	第4章－災害応急対策計画 第11節
第12節 食料供給	第4章－災害応急対策計画 第12節
第13節 給水	第4章－災害応急対策計画 第13節
第14節 応急住宅供給	第4章－災害応急対策計画 第14節
第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬	第4章－災害応急対策計画 第15節
第16節 障害物除去	第4章－災害応急対策計画 第16節
第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸） 与	第4章－災害応急対策計画 第17節
第18節 医療、助産及び保健	第4章－災害応急対策計画 第18節
第19節 被災動物対策	第4章－災害応急対策計画 第19節
第20節 輸送対策	第4章－災害応急対策計画 第20節
第21節 労務供給	第4章－災害応急対策計画 第21節
第22節 防災ボランティア受入・支援対策	第4章－災害応急対策計画 第22節
第23節 防疫	第4章－災害応急対策計画 第23節
第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	第4章－災害応急対策計画 第24節
第25節 文教対策	第4章－災害応急対策計画 第26節
第26節 警備対策	第4章－災害応急対策計画 第27節
第27節 交通対策	第4章－災害応急対策計画 第28節
第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施 設対策	第4章－災害応急対策計画 第29節
第5章 雪害対策、事故災害対策計画	
第1節 雪害対策	
第2節 航空災害対策	
第3節 鉄道災害対策	
第4節 道路災害対策	
第5節 危険物等災害対策	
第6節 大規模な火事災害対策	
第7節 大規模な林野火災対策	
第6章 火山災害対策計画	
第1節 基本方針	
第2節 災害予防対策	
第3節 災害応急対策	
第4節 災害復旧	
第7章 災害復旧対策計画	
第1節 公共施設災害復旧	第5章－災害復旧対策計画 第1節
第2節 民生安定のための金融対策	第5章－災害復旧対策計画 第2節

目次項目	地震災害対策編における対応節
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	第5章―災害復旧対策計画 第3節

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、七戸町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなど、日常的に減災のための住民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震防災計画及び原子力防災計画は別編とする。

- 1 本計画は、県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、七戸町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等については、さらに防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。
- 3 災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

第1章 総則	七戸町地域防災計画（風水害等災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。
第2章 防災組織	防災対策の実施に万全を期するため、町及び防災関係機関の防災組織及び体制について定めるものである。
第3章 災害予防計画	災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
第4章 災害応急対策計画	災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または拡大を防止するため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
第5章 雪害対策、事故災害対策計画	雪害、事故災害に係る町及び防災関係機関等の予防対策及び応

	急対策について定めるものである。
第6章 災害復旧対策計画	被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、町及び防災関係機関が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

地震災害対策編 第1章—総則 第4節に準じる。

第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

地震災害対策編 第1章—総則 第5節に準じる。

第6節 町の概況

地震災害対策編 第1章—総則 第6節に準じる。

第7節 町の災害

七戸町における過去の主な災害の状況は次のとおりである。

七戸地区の主な災害

発生年月日	種類	状況																				
昭和33年 9月26～27日	暴風雨（台風22号）	26日八戸沖から北西に進路を変え、27日夜半から津軽海峡から千島南島沖にあった台風22号の通過により昭和、新川原、西野、治部袋橋の4橋梁が流失した。																				
昭和34年 9月26日	暴風雨（台風15号）	台風15号の通過により、農作物に大きな被害を受けた。 被害総額は、25,219千円。 <table border="0"> <tr> <td>水稻</td> <td>43.5h a</td> <td>5,380千円</td> </tr> <tr> <td>畑作</td> <td>647.0h a</td> <td>14,864千円</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>13箇所</td> <td>2,660千円</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>3箇所</td> <td>2,315千円</td> </tr> </table>	水稻	43.5h a	5,380千円	畑作	647.0h a	14,864千円	道路	13箇所	2,660千円	橋梁	3箇所	2,315千円								
水稻	43.5h a	5,380千円																				
畑作	647.0h a	14,864千円																				
道路	13箇所	2,660千円																				
橋梁	3箇所	2,315千円																				
昭和36年 5月29日	強風（台風4号）	29日朝からの強風により七戸小学校、七戸中学校の屋根及び窓ガラス破損、被害金額は280千円。 また、農作物の水稻、陸稲、豆類等に被害を受けた。																				
昭和41年 10月13～14日	大雨	13日から14日にかけて八甲田山系に集中豪雨があり、山間部で100mm、平野部で80mmの雨量を記録した。家屋、橋梁、農作物等に大きな被害を受け、被害総額は120,000千円であった。 <table border="0"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>124戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>194戸</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>作田・下見町・和田・太田・新川原</td> </tr> <tr> <td>橋流失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇道坂橋</td> <td>(20m流失)</td> </tr> <tr> <td>銀南木橋</td> <td>(落橋)</td> </tr> <tr> <td>治部袋橋</td> <td>(沈下)</td> </tr> </table> <p>また、収穫期に入った農作物、特に稲作の被害が最も大きく、決壊、冠水、稲作流失、埋没など148h a が被害を受けた。</p>	床上浸水	124戸	床下浸水	194戸	橋梁	作田・下見町・和田・太田・新川原	橋流失		宇道坂橋	(20m流失)	銀南木橋	(落橋)	治部袋橋	(沈下)						
床上浸水	124戸																					
床下浸水	194戸																					
橋梁	作田・下見町・和田・太田・新川原																					
橋流失																						
宇道坂橋	(20m流失)																					
銀南木橋	(落橋)																					
治部袋橋	(沈下)																					
昭和42年 10月28～29日	大雨（台風34号）	台風34号の通過により、28日未明から29日夜半にかけて193mmの雨量を記録。特に28日午後5時から6時までの1時間に63mmの集中豪雨となった。このため、3箇所でがけ崩れが発生し、5世帯が被害を受けたほか、公共土木、農業用施設等にも被害を受けた。 <table border="0"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>53戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>185戸</td> </tr> </table>	床上浸水	53戸	床下浸水	185戸																
床上浸水	53戸																					
床下浸水	185戸																					
昭和54年 9月30日	大雨（台風16号）	台風16号の接近と台風による秋雨前線への刺激により大雨となり、農地、農業用施設等に多大な被害を受けた。被害総額は225,770千円。 <table border="0"> <tr> <td>床下浸水</td> <td>25戸</td> </tr> <tr> <td>田（流失）</td> <td>1.5h a</td> <td>1,530千円</td> </tr> <tr> <td>田（冠水）</td> <td>27.5h a</td> <td>4,670千円</td> </tr> <tr> <td>道路決壊</td> <td>3箇所</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>31箇所</td> <td>96,000千円</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>0.44h a</td> <td>14,000千円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td></td> <td>91,000千円</td> </tr> </table>	床下浸水	25戸	田（流失）	1.5h a	1,530千円	田（冠水）	27.5h a	4,670千円	道路決壊	3箇所	12,000千円	堤防	31箇所	96,000千円	農地	0.44h a	14,000千円	農業用施設		91,000千円
床下浸水	25戸																					
田（流失）	1.5h a	1,530千円																				
田（冠水）	27.5h a	4,670千円																				
道路決壊	3箇所	12,000千円																				
堤防	31箇所	96,000千円																				
農地	0.44h a	14,000千円																				
農業用施設		91,000千円																				
昭和54年 10月19日	暴風雨（台風20号）	台風20号の通過により家屋破損3戸、農作物に被害を受けた。被害総額は15,370千円。																				
昭和55年 8月23日	大雨	県南地方への集中豪雨により農林、土地改良、建設関係が被害を受けた。被害総額は、236,495千円 <table border="0"> <tr> <td>農林関係（水田冠水等）</td> <td>30h a</td> <td>53,495千円</td> </tr> <tr> <td>土地改良関係</td> <td>22箇所</td> <td>58,000千円</td> </tr> <tr> <td>建設関係（堤防・道路等）</td> <td>30箇所</td> <td>125,000千円</td> </tr> </table>	農林関係（水田冠水等）	30h a	53,495千円	土地改良関係	22箇所	58,000千円	建設関係（堤防・道路等）	30箇所	125,000千円											
農林関係（水田冠水等）	30h a	53,495千円																				
土地改良関係	22箇所	58,000千円																				
建設関係（堤防・道路等）	30箇所	125,000千円																				
昭和55年 8月27～29日	大雨	27日未明から山岳部への集中豪雨が29日未明まで続き、各河川でかなり増水した。これにより農業用施設、公共土木施設に多大な被害を受けた。被害総額は、334,300千円。 <table border="0"> <tr> <td>農地</td> <td>6箇所</td> <td>9,300千円</td> </tr> </table>	農地	6箇所	9,300千円																	
農地	6箇所	9,300千円																				

発生年月日	種 類	状 況
		農業用施設 23箇所 162,000千円 道路 6箇所 31,000千円 河川 27箇所 132,000千円
昭和56年 8月21～23日	暴風雨（台風15号）	21日に発生した低気圧と台風15号が23日早朝北上し、午後には青森県から津軽海峡を経て宗谷海峡に向かったが、暴風雨となり農地、農業用施設等に被害を受けた。被害総額は570,335千円。 河川 24箇所 188,000千円 農地 2箇所 7,000千円 農業用施設 8箇所 6,300千円
昭和57年 8月30日	大雨（台風18号）	東北地方を縦断した台風18号の大雨により、農作物や農地等に被害を受けた。被害総額は77,082千円。 農作物 48.95ha 24,082千円 農地 2箇所 3,000千円 農業用施設 5,000千円 河川 3箇所 28,000千円 道路 3箇所 17,000千円
平成2年 9月13～21日	大雨（台風19号）	13日からの秋雨前線及び台風19号により公共土木施設等に被害を受けた。被害総額は97,000千円。 道路 3箇所 40,200千円 河川 10箇所 45,800千円 林道 3箇所 11,000千円
平成2年 10月26日	大雨（台風14号）	大型な台風14号により大雨となり、道路や河川、農業用施設などに多大な被害を受けた。被害総額は513,350千円。 床上浸水 4戸 床下浸水 42戸 河川 15箇所 69,000千円 道路 28箇所 71,000千円 林道 4箇所 9,350千円 農地 29箇所 64,000千円 農業用施設 53箇所 286,000千円 農作物 14,000千円
平成3年 9月28日	強風（台風19号）	28日、大型で非常に強い台風19号が日本海を北東方向に猛スピードで進み、青森県を烈風が直撃した。町全域において倒木や家屋の損壊、農作物等に多大な被害を受けた。また、電線も寸断され1,730戸が停電となったほか、小・中学校が臨時休校となった。被害総額は469,588千円。 家屋（全壊） 16戸 （半壊） 7戸 （一部損壊） 194戸 } 115,946千円 公共施設 30施設 31,997千円 農作物 224,372千円 農業用施設 33,505千円 林作物 63,750千円

[火災]

発生年月日	種 類	状 況
昭和55年 6月5日	林 野 火 災	午後1時26分、倉岡地区で山火事が発生。消防署員、消防団員、営林署員、地元住民等で消火に当たったが、大規模延焼が予想されたため陸上自衛隊に災害派遣を要請。午後7時に鎮火した。 延焼面積 7.5ha 被害金額は5,610千円

天間林地区の主な災害

[風水害]

発生日月	被害原因	被害状況	被害額(千円)
昭和54年 3月30日	強風	住家 15棟 非住家 31棟 文教施設 7箇所	9,900
昭和54年 10月1日	台風16号 (大雨)	農業施設及び水田冠水 床上浸水 8棟	128,000
昭和55年 8月23日	集中豪雨	農業施設、土木施設並びに水田冠水	908,900
昭和56年 8月23日	台風15号 (暴風雨)	公共土木及び農業施設 農作物 住家浸水 16棟	1,158,400
平成3年 9月28日	台風19号 (強風)	重傷 1名 軽傷 4名 家屋 全壊 2棟 半壊 58棟 一部損壊 223棟 公立文教施設 4箇所 13,410千円 農林水産業施設 91,430千円 その他の公共施設 9,110千円 農林産被害 76,100千円	190,050
平成6年 9月28日	大雨	田畑流出 河川決壊等 その他の公共施設	13,700
平成10年 10月1日	大雨	床下浸水 1戸 水田冠水 228ha 道路破損 2箇所 河川決壊 7箇所 農林水産業施設 110,500千円 公共土木施設 92,000千円 農産被害 7,548千円	210,048

[火災]

発火年月日	発火時分	発生場所	原因	風速	焼失戸数		備考
					全焼	半焼	
明治30年3月	不明	天間館	不明	不明	不明		
昭和11年11月	11:30	白石	子供の火遊び	5	13		
昭和24年11月	13:00	白石	〃	不明	4	2	
昭和27年5月28日	11:30	榎林	くん炭の不始末	不明	18	18	
昭和42年5月5日	11:55	二ツ森	プロパンの不始末	不明	13	2	
平成6年5月12日	13:18 (覚知)	東天間館 国有林	たばこの不始末				林野火災 被害面積 6.61ha 被害額 1,500万円

合併後七戸町の主な災害

[風水害]

発生年月日	被害原因	被害状況	被害額(千円)											
令和3年8月9日	大 雨	台風第9号から変わった低気圧や前線の影響で9日の未明から雨が降り始め、9日夜のはじめ頃から10日朝にかけて激しい雨となり、山側を中心に局地的に非常に激しい雨が降った。七戸町では、9日0時から11日0時までの2日間で降水量は山屋地区で254.0ミリ、倉岡地区で212.0ミリ、上北鉱山で217.0ミリを観測した。(※8月の平均雨量193.0ミリ)また、中野川沿い治部袋地区、向中野地区で決壊・越水が発生し6戸が床下浸水の被害が発生した。	914,834											
		<table border="0"> <tr> <td>家屋(一部損壊)</td> <td>6戸(床下浸水)</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>516,000千円</td> </tr> <tr> <td>農作物(水稻)</td> <td>60,685千円</td> </tr> <tr> <td>農作物(畑稲等)</td> <td>3,422千円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>247,900千円</td> </tr> <tr> <td>畜産被害</td> <td>2,017千円</td> </tr> <tr> <td>商工労働被害</td> <td>84,810千円</td> </tr> </table>		家屋(一部損壊)	6戸(床下浸水)	公共土木施設	516,000千円	農作物(水稻)	60,685千円	農作物(畑稲等)	3,422千円	農業用施設	247,900千円	畜産被害
家屋(一部損壊)	6戸(床下浸水)													
公共土木施設	516,000千円													
農作物(水稻)	60,685千円													
農作物(畑稲等)	3,422千円													
農業用施設	247,900千円													
畜産被害	2,017千円													
商工労働被害	84,810千円													

第8節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 河川の氾濫による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 豪雪による災害
- (5) 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- (6) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防災組織

総合的な防災対策の実施に万全を期するため、町及び防災関係機関における防災組織、体制、所要要員の配備動員等は以下のとおりとする。

第1節 七戸町防災会議

地震災害対策編 第2章—防災組織 第1節に準じる。

第2節 配備態勢

町域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

1. 配備基準

(1) 風水害等の場合の配備基準

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
1号配備 (準備態勢) 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	1 次のいずれかの注意報が発表され危険な状態が予想されるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 竜巻注意情報 2 特に町長がこの配備を指示したとき	1 総務課は、気象情報を収集し関係課に伝達する。 2 関係課は、気象情報に注意しそれぞれの準備態勢を整える。	1 総務課員及び関係課職員若干名で対処する。 2 休日等の勤務時間外は、必要に応じて登庁し、対処する。
2号-1配備 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	1 次のいずれかの警報または情報が発表され危険な状態が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (概ね積雪1m以上) (5) 暴風雪警報 2 夜間から明け方に、前記の事象が予想されるとき 3 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生するおそれがあるとき 4 水位周知河川(高瀬川)で、避難判断水位に到達したとき 5 特に町長がこの配備を指示したとき	1 総務課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	1 配備要員は、1号配備を強化する。 2 休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課の職員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
2号-2配備 (警戒態勢) 災害情報等を収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて3号配備(非常態勢)に円滑に移行できる態勢 【災害警戒本部設置】	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 各種警報が発表されている状況下で、台風又は前線が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 3 水位周知河川(高瀬川)で、氾濫危険水位に到達したとき 4 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想されるとき 5 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 6 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想されるとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害警戒本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。 3 状況の推移により、災害対策本部(3号配備)に移行し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課の災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害警戒対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる体勢で自宅待機する。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
	7 前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定されるとき 8 町長が特にこの配備を指示したとき		
3号配備 (非常態勢) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢 【災害対策本部設置】	1 気象の特別警報が発表されたとき 2 次の場合で町長が必要と認めるとき (1)災害が町域をこえ、広域にわたるとき (2)災害の規模が大きく、町で処理することが不相当と認められるとき (3)市町村間の連絡調整が必要なきとき 3 町長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 関係課の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。

- (注) 1. 「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
2. 「災害応急対策要員」とは、災害警戒対策要員に指定された職員及び各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
3. 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

(2) 事故災害の場合の配備基準

- ア. 大規模な事故の通報等があった場合、町長が2号配備を決定し、総務課及び関係課職員で対処する。休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課職員が登庁し、対処する。
- イ. 被害の発生状況を考慮し、全庁あげて応急対策を実施する必要があると認められる場合、町長が3号配備（災害対策本部設置）を決定し、関係課の災害応急対策要員が対処する。休日等の勤務時間外は、関係課の応急対策要員が登庁し、対処する。

第3節 七戸町災害対策本部

本町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は、災害対策本部を設置し、防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、防災関係機関において、災害対策本部等を設置したときは、町防災会議に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止するものとする。

なお、設置に当たっての防災会議の意見は、防災会議運営要綱第6条第1項第4号の規定により、会長（町長）が専決処分する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常配備」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

予想された災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示するものとする。

通知及び公表先	主な伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総務班
本部員及び各班等	庁内放送、文書	総務班
県（危機管理局）	青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	総務班
警察・消防	電話、無線、口頭	総務班
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話、口頭	総務班
報道機関等	電話、口頭	広報班
住民一般	報道機関、防災広報車、防災行政無線、ホームページ等	広報班

イ. 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

ウ. 災害対策本部を設置する本庁舎は、町の機能に関わる重要情報が集積しているが、現時点において耐震性が不足しており、耐震補強や建物の建替え等を計画的に講じ、災害対応に備えるものとする。

2. 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成

災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長と

する部及び部に班を置き事務を処理する。

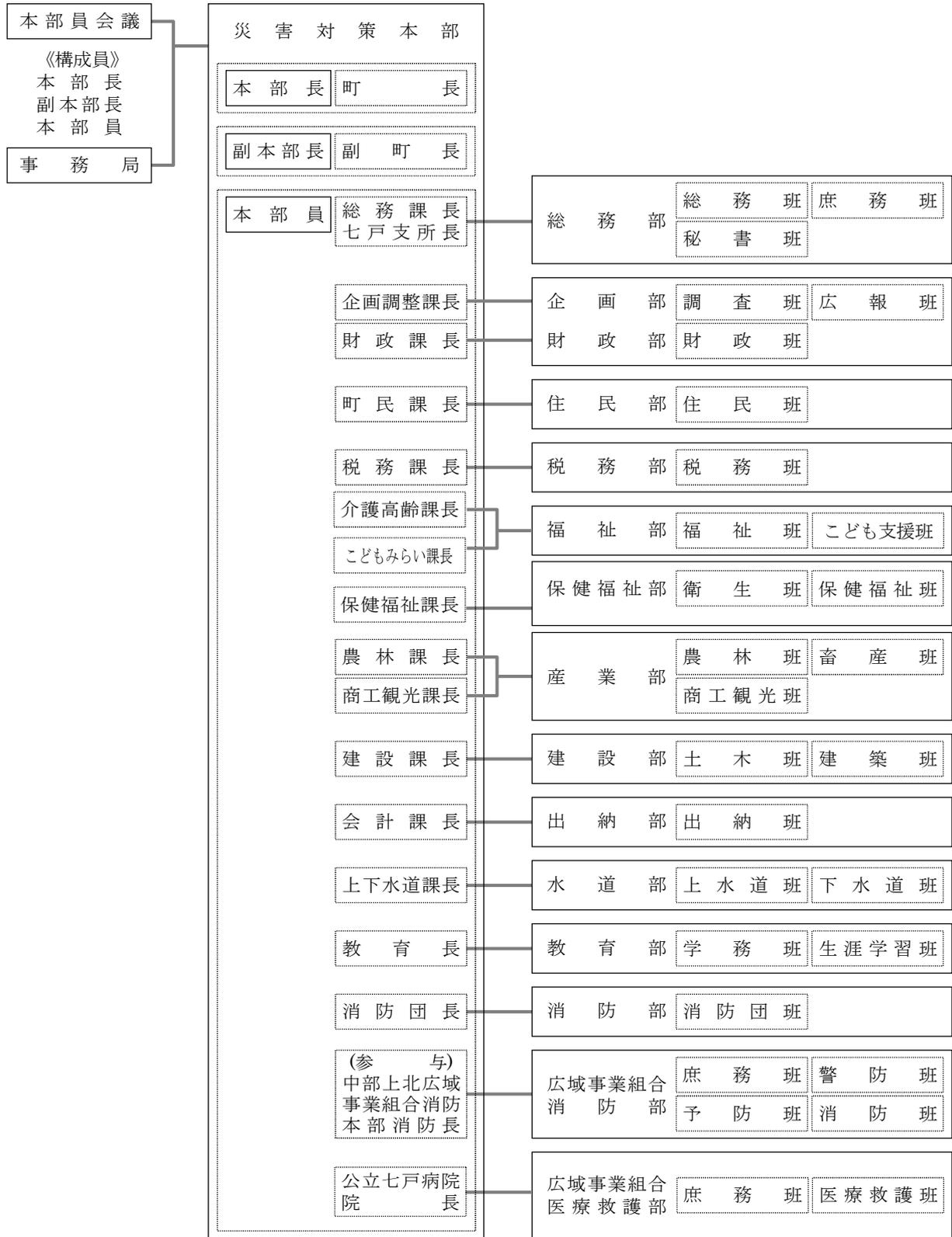
ウ．災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部員会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ．本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ．必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

七戸町防災会議組織図



(2) 分担事務

災害対策本部班別業務及び中部上北広域事業組合災害警備本部班別業務は次のとおりとする。

ア. 七戸町災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
各部・各班に共通する事務				<ol style="list-style-type: none"> 1 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。 2 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 3 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 4 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。 5 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 6 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。 7 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 8 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関すること。 9 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 10 各課（他部・班）との総合調整（応援・協力）に関すること。 11 その他本部長の命じる事項に関すること。 	
総務部	総務課長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営及び統括に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関すること。 3 気象情報、地震情報等の総括に関すること。 4 防災会議に関すること。 5 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 6 避難指示等に関すること。 7 警戒区域の設定に関すること。 8 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 9 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること。 10 自衛隊との連絡調整に関すること。 11 災害救助法関係の総括に関すること。 12 災害情報の総括に関すること。 13 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。 14 災害関係の陳情に関すること。 15 ボランティアの受入・登録、防災ボランティアセンターの運営調整に関すること。 16 復興計画に関すること。 17 七戸支所との連絡調整に関すること。 18 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること。（給水等を除く） 19 知事への応援要請に関すること。（給水を除く） 20 部内の連絡調整に関すること。 21 他班に属さない事項に関すること。 	総務課職員 支所庶務課職員
		庶務班		<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集及び配置に関すること。 2 応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 3 諸団体（自主防災組織、町内会、分館、婦人会等）の協力要請及びその動員に関すること。 4 無線及び有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。 5 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること。 	
		秘書班			<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3 視察者及び見舞者の応接に関すること。 4 被害地の視察に関すること。
企画部	企画調整課長	調査班	企画調整課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 運輸通信（鉄道、バス、電話及び郵便）、電気、ガス関係の被害調査に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 	企画調整課職員

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
		広報班		1 災害の取材（写真を含む）に関する事 2 災害の広報に関する事 3 広聴活動に関する事 4 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関する事 5 住民相談所に関する事	
財政部	財政課長	財政班	財政課長	1 災害応急対策関係予算の措置に関する事 2 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 3 庁舎及び支所の被害調査に関する事 4 車両の確保及び配車に関する事 5 公共建築物の被害調査及び応急修理に関する事	財政課職員
住民部	町民課長	住民班	町民課長	1 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 2 災害現場等の案内所の設置運営に関する事 3 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営に関する事 4 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事 5 避難者の把握（立退先等）に関する事 6 埋火葬の証明に関する事 7 部内の連絡調整に関する事	町民課職員 選挙管理委員会 事務局職員
福祉部	介護高齢課長	福祉班	介護高齢課長	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被服、寝具、その他生活必需品の給与、又は貸与に関する事 3 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事 4 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け及び被災者生活再建支援金の支給に関する事 5 災害義援金、救援金の受付及び配布に関する事 6 死体の埋葬に関する事 7 部内及び保健福祉部との連絡調整に関する事 8 福祉避難所の運営に関する事 9 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。〔こども支援班と合同〕	介護高齢課職員 保健福祉課障害福祉係職員
		こども支援班	こどもみらい課長	1 児童福祉施設及び子育て支援施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害時の子育て支援対策、母子保健対策に関する事 3 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。〔福祉班と合同〕 4 福祉班への協力に関する事	こどもみらい課職員
保健福祉部	保健福祉課長	衛生班	保健福祉課長	1 指定避難所等における衛生保持に関する事 2 防疫に関する事 3 遺体の処理（埋葬を除く）に関する事 4 廃棄物の処理及び清掃に関する事 5 清掃施設の被害調査に関する事 6 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関する事	保健福祉課職員 （公立七戸病院）
		保健福祉班		1 医療機関の被害調査に関する事 2 医療、助産及び保健に関する事 3 負傷者の把握に関する事 4 医療救護班の編成に関する事 5 医療救援隊との連絡調整に関する事 6 医薬品、衛生材料の調達に関する事 7 部内及び福祉部との連絡調整に関する事	
税務部	税務課長	税務班	税務課長	1 建物、工作物の被害状況と被災者実態調査、被害届の受付並びに罹災証明の発行に関する事 2 被害者名簿（台帳）の作成に関する事 3 災害に伴う町税の減免措置に関する事 4 部内の連絡調整に関する事	税務課職員

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
産 業 部	農 林 課 長	農 林 班	農 林 課 長	1 農林業関係被害調査及び応急対策に関する事 2 主要食料の確保及び応急供給に関する事 3 生鮮食料品等の確保に関する事 4 農林業関係被災者への融資の斡旋に関する事 5 農林業関係の被害証明に関する事 6 農地及び農業用施設の被害調査に関する事 7 農地等の被害証明に関する事 8 農地及び農業用施設の応急対策に関する事 9 部内の連絡調整に関する事	農 林 課 職 員 農 業 委 員 会 事 務 局 職 員 商 工 観 光 課 職 員
				畜産班	
		商工観光班	商工観光課長	1 商工業及び観光関係の被害調査並びに 2 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資の斡旋に関する事 3 燃料、雑貨等の確保に関する事	商工観光課職員
建 設 部	建 設 課 長	土木班	建 設 課 長	1 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事 2 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 3 水防に関する事 4 がれき処理、障害物の除去に関する事 5 応急復旧工事の請負契約に関する事	建 設 課 職 員
		建設班		1 町営住宅の被害調査に関する事 2 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事 3 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事 4 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事 5 住宅の応急修理に必要な調査に関する事 6 住宅金融公庫扱いの災害復興住宅資金融資の斡旋に関する事 7 被災住家及び工作物等の現地確認、指導等に関する事 8 部内の連絡調整に関する事	
水 道 部	上 下 水 道 課 長	上水道班	上 下 水 道 課 長	1 断減水時の広報に関する事 2 給水車の借上げ及び配車に関する事 3 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関する事 4 給水活動に関する事 5 上水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 6 施設の復旧に関する事 7 災害復旧資機器材の確保に関する事 8 水質検査に関する事 9 部内の連絡調整に関する事	上 下 水 道 課 職 員
		下水道班		1 下水道関係被害調査及び応急対策に関する事 2 被災地域における広報活動に関する事	

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
教 育 部	教 育 長	学 務 班	教 育 長	1 学校施設の被害調査に関する事。 2 町立学校施設の応急対策に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 文教関係の被害記録に関する事。 5 被災児童生徒等（幼児を含む）の調査に関する事。 6 応急の教育（幼児を含む）に関する事。 7 学用品の調達及び給与（幼児を含む）に関する事。 8 児童生徒等の保健及び環境衛生（幼児を含む）に関する事。 9 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。 10 学校給食の確保に関する事。 11 部内の連絡調整に関する事。	教育委員会職員 公民館職員 図書館職員
		生涯学習班	長	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事。	
出納部	会計課長	出納班	会計課長	1 救援金の受領及び保管に関する事。 2 災害関係経費の経理に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。	会計課職員
消防部	消防団長	消防団班	消防団長	1 消防及び水防活動その他応急対策に関する事。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 避難誘導に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。	消防団員

備考 1. 本部長は、必要に応じて各部及び各班に対し、他の業務への応援を命じることがある。
 2. 本部は、必要に応じて業務分担を一時的に変更することができる。

イ. 中部上北広域事業組合災害警備本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
中 部 上 北 広 域 事 業 組 合	事務局長	庶務班	庶務課長	1 町災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 所有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 ※環境衛生管理事務所・清掃センター・給食センター・斎場など	庶務課職員
		消防班	消防課長	1 町災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 関係機関への連絡及び相互応援に関する事。	
	消防長	警防班	警防課長	1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 2 警報等の伝達に関する事。 3 救助、救急活動に関する事。 4 通信施設の保守に関する事。 5 通信の運用及び無線の統制に関する事。 6 消防隊の出動指令に関する事。 7 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。 8 緊急消防援助隊に関する事。	警防課職員
		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事。 2 消防等の広報に関する事。 3 資機器材の調達に関する事。 4 写真記録に関する事。	

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
		消防班	中央消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難指示及び誘導に関すること。 4 障害物の除去に関すること。	中央消防署署員
	公立七戸病院	庶務班	庶務課長	1 公立七戸病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 職員の非常招集及び配置に関すること。 3 収容患者の給食の確保に関すること。	庶務課職員 管理課職員
	公立七戸病院	医療救護班	医事課長	1 傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること。 3 患者の避難誘導に関すること。 4 保健福祉班への応援に関すること。	医事課職員

3. 職員の動員

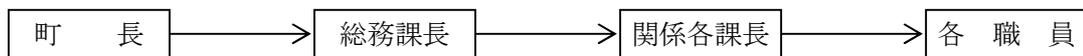
災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

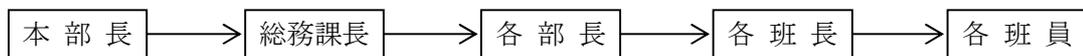
(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、次の連絡系統により行うものとする。

(ア) 災害対策本部設置前



(イ) 災害対策本部設置時



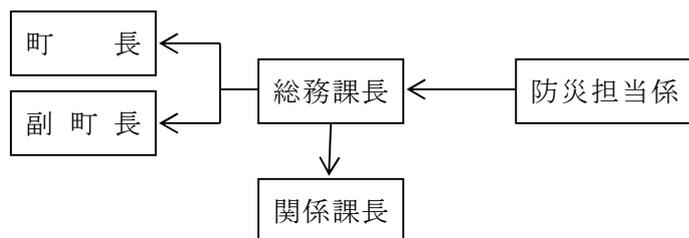
イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。

ウ. 各課長（部長）は、各課（班）の応急対策に必要な職員が各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務部長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ. 総務課長（総務部長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 勤務時間外における非常連絡

勤務時間外における非常連絡は、次により行うものとする。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告するものとする。

4. 防災関係機関等との連携

（1）大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（おおむね発災後72時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

（2）国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部には、自衛隊、県、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部員会議に参画するものとする。

（3）消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

（4）国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び、町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが気象情報等の発表状況及び風水害等による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 町災害警戒本部（2号－2配備（警戒態勢））

(1) 設置基準及び職員の動員

第2章2節「配備態勢」の表中「2号－2配備（警戒態勢）」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究

《総務課》

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

各種災害を未然に防止し、軽減するため、地域の特性を正確に把握しつつ、県との連係を図り、各種災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、県等防災関係機関の防災対策に資するものとする。

1. 各種災害に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた本町の自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。また、本町の各種災害の履歴を調査分析する。

2. 被害想定に関する調査研究

本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、台風災害、集中豪雨等異常降雨による災害、豪雪災害、事故災害、その他異常な自然現象に伴う災害及び特殊災害など発生し得る災害を想定する。

3. 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4. 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、町及び県が一体となって最適な避難路・指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・指定避難所等を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、町防災公共推進計画を策定する。さらに、住民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第2節 業務継続性の確保

《総務課》

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第2節に準じる。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

《総務課》

各種災害の発生防止及び被害の軽減のため、防災業務施設及び設備等の整備を図るものとする。

1. 気象観測施設・設備等

町は集中豪雨等においては、地区により雨量の差が激しいため、气象台、県の雨量観測所だけでは必要な情報が得られない場合もあるため、災害危険箇所等に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。

観測所及び観測点は、次のとおりである。

(1) 雨量観測所

ア. 国土交通省観測所（高瀬川河川事務所）

[七戸地区]

観測所名	所在地	設置場所	対象河川水系・河川名
山屋	上北郡七戸町字山屋119-2		高瀬川水系七戸川

[天間林地区]

観測所名	所在地	設置場所	対象河川水系・河川名
上北鉦山	上北郡七戸町字天間館国有林44林班二の9小班	国有林内	高瀬川水系坪川

イ. 地域気象観測所（青森地方气象台）

[七戸地区]

観測所名	所在地	設置場所	備考
七戸	上北郡七戸町（鶴児平）	家畜改良センター奥羽牧場	海面上の高さ70m

ウ. 青森県所管観測所（上北地域県民局地域整備部）

観測所名	対象河川	所在地	備考
倉岡	高瀬川水系中野川	字倉岡56-8	

エ. 青森県農林水産部及び東北農政局所管観測所

[七戸地区]

観測所名	所在地	設置場所	対象河川水系・河川名
作田	上北郡七戸町	作田ダム	高瀬川水系作田川
山の神	〃	〃	〃
和田	〃	和田ダム	高瀬川水系七戸川

[天間林地区]

観測所名	所在地	設置場所	対象河川水系・河川名
天間	上北郡七戸町	天間ダム	高瀬川水系坪川
タタラノ沢	〃	〃	〃

(2) 水位観測所

ア. 国土交通省所管観測所

[天間林地区]

観測所名	所在地	対象河川水系・河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位
赤川	上北郡七戸町	高瀬川水系赤川	—	—

イ. 青森県所管観測所（上北地域県民局地域整備部）

[七戸地区]

観測所名	所在地	対象河川水系・河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位
七戸	上北郡七戸町七戸323-1	高瀬川水系七戸川	1.6m	1.9m

[天間林地区]

観測所名	所在地	対象河川水系・河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位
天間館	七戸町舟場向川久保56-5	高瀬川水系坪川	1.9m	2.2m
向中野	七戸町橋ノ上55-1	高瀬川水系中野川	3.2m	3.5m

ウ. 青森県農林水産部及び東北農政局所管観測所

[七戸地区]

観測所名	所在地	対象河川水系・河川名	測器種類
作田	七戸町銀南木180-3	高瀬川水系作田川	テレメータ
大作	七戸町深山国有林118林班	〃	テレメータ
左組	七戸町左組33-22	〃	テレメータ
川原	七戸町東上川原28	高瀬川水系七戸川	テレメータ
大池	七戸町大池158-34	〃	テレメータ
山館	七戸町山館24-32	〃	テレメータ
山屋	七戸町山屋84-2	〃	テレメータ

[天間林地区]

観測所名	所在地	対象河川水系・河川名	測器種類
弥瀬山	七戸町天間館国有林29林班	高瀬川水系坪川	テレメータ
天間	七戸町北天間館国有林27林班	〃	自記
原子	七戸町五庵ノ下328-2	〃	テレメータ
坪	七戸町前川原8-2	〃	テレメータ
附田	七戸町夷堂35-8	〃	テレメータ

2. 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、（耐震）防火水槽等の消防水利、火災通報設備等の整備、点検に努め、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図るものとする。

(1) 消防施設等

⇒「消防施設等の現況」は資料編参照。

(2) 消防ポンプ自動車等

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

⇒「消防ポンプ自動車等整備計画」、「消防水利整備計画」は資料編参照。

3. 通信施設・設備等

(1) 情報ネットワークの整備

町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ通信伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

町及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備（戸別受信機を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水・防水対策の措置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるように努めるものとする。

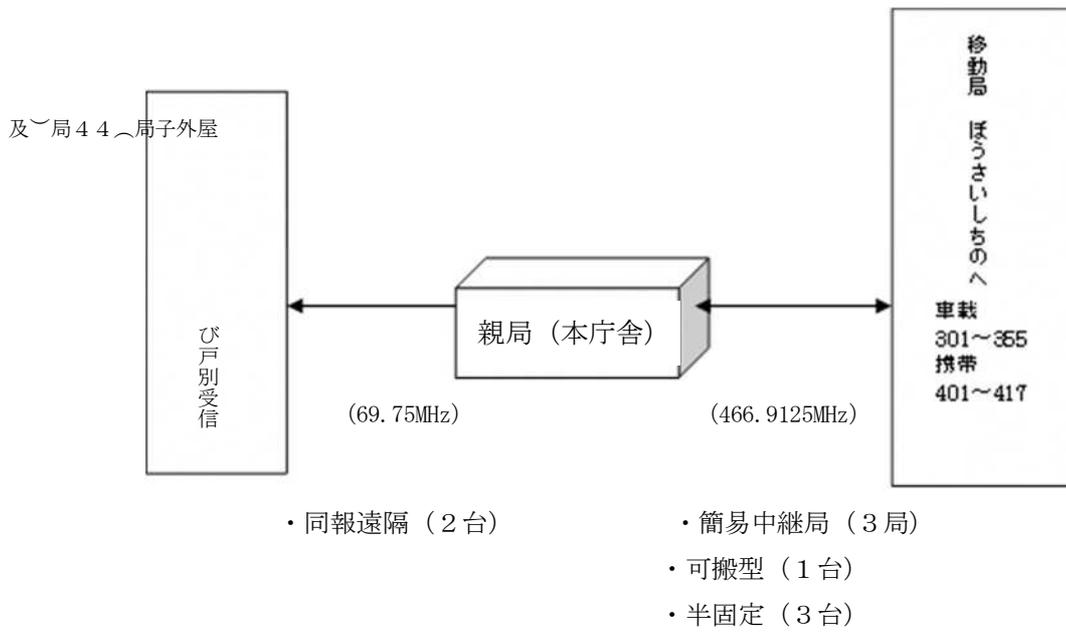
(2) 整備状況

ア. 防災行政用無線

⇒「町有無線設備」は資料編参照。

イ. 通信系統

通信系統図は、次のとおりである。

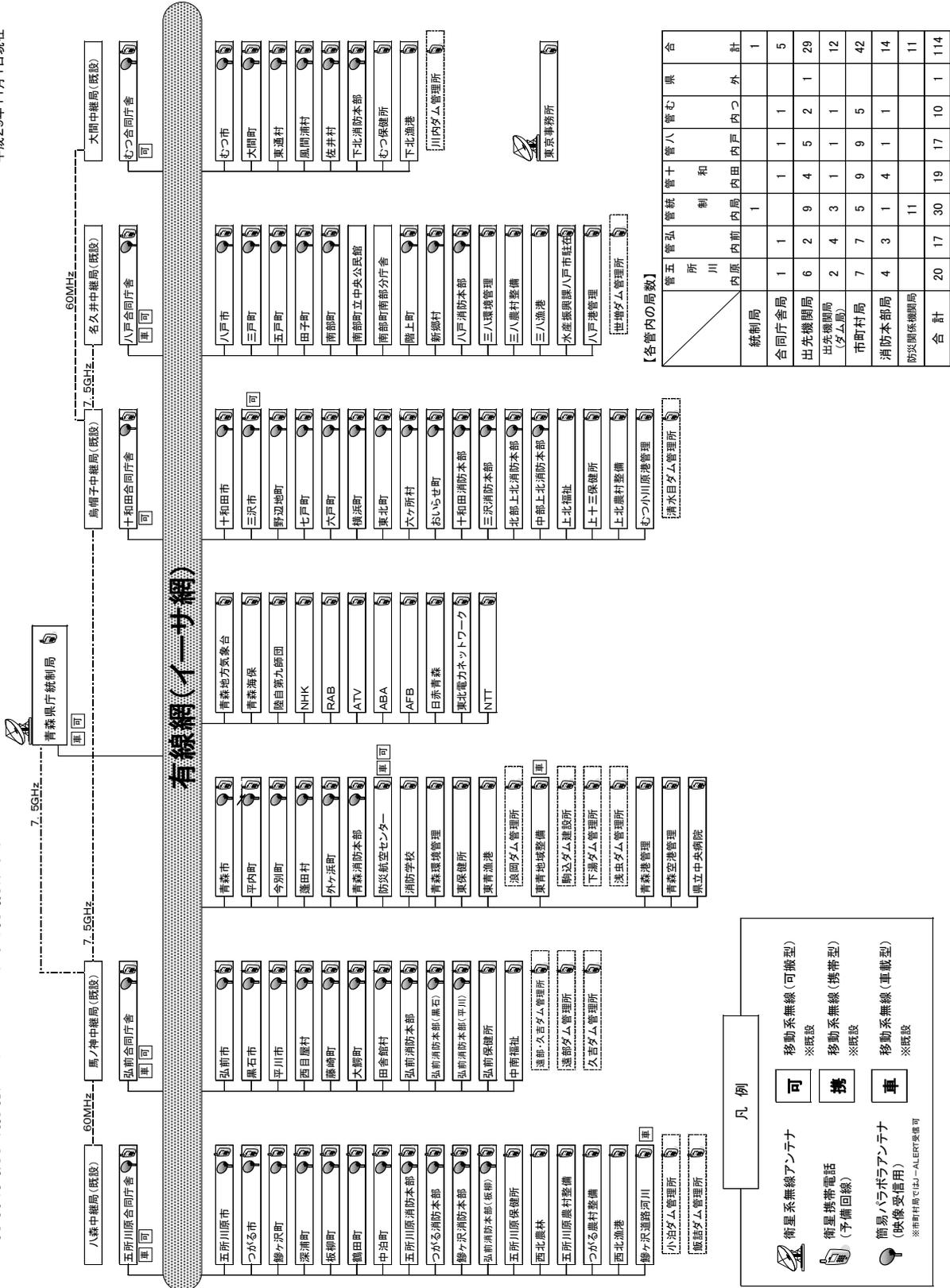


ウ. 青森県防災情報ネットワーク

青森県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）及び防災関係機関と各市町村を接続しており、連絡の系統図は、次のとおりである。

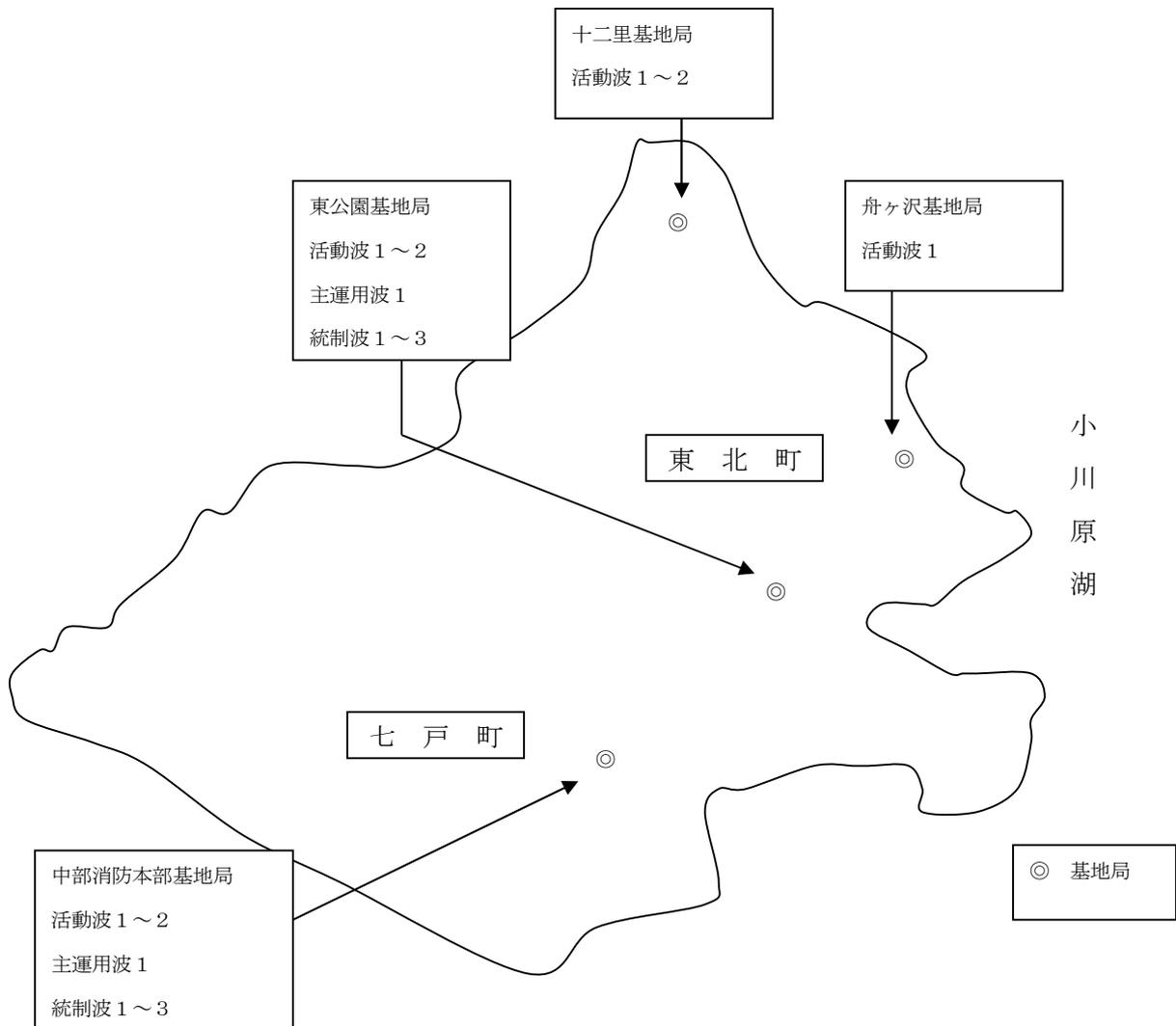
青森県防災情報ネットワーク回線構成図

平成29年11月1日現在



エ. 消防無線

消防無線の基地局、呼出し名称は、次のとおりである。



◎ 中部上北消防本部					周波数一覧			
所属	配置等	呼出名称	装置名称	実装周波数				
基地局	基地局 本部	ちゅうぶ しやうぼうほんぶ		1~6 全波実装	統制波 3波切替	1	中部活動波1(消防波)	
	基地局 東小公園	ちゅうぶ とうせこうえん		1~6 全波実装		2	中部活動波2(救急波)	
	基地局 十二里	ちゅうぶ じふにさと		1. 2 活1・2実装		3	主運用波1(県内共通波1)	
	基地局 舟ヶ沢	ちゅうぶ ぶねがさわ		1 活1のみ実装		4	統制波1(全国波1)	
				5		統制波2(全国波2)		
				6		統制波3(全国波3)		
卓上型可搬	中央消防署	ちゅうぶ ちやうぼうしや	中部卓上	1~6 全波実装	※ 十二里局及び舟ヶ沢局以外は全波実装			
	上北消防署	ちゅうぶ かみきた	上北卓上	1~6 全波実装				
	東北消防署	東北卓上	1~6 全波実装					
高機能遠隔	中央消防署	ちゅうぶ しょうぼうしや	X2台		各局出力			
	上北消防署	かみきた しょうぼうしや	X2台		基地局	10W		
	東北消防署	とうほく しょうぼうしや	X2台		車載移動局	10W		
					携帯移動局	5W		
移動局(車載)	消防本部	ちゅうぶ しょうぼうほんぶ			移動局(携帯・署活系)	携帯呼出名称		
	中央署	ちゅうぶ ちやうぼうしや				装置名称	実装周波数	
	上北署	ちゅうぶ かみきた						
消防本部	広報車	ちゅうぶ こうほうしや	中部広報	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい11	中部携1	1~6 全波実装
	指令車	ちゅうぶ しれいしや	中部指令	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい12	中部携1	1~6 全波実装
	運搬車	ちゅうぶ うんぱんしや	中部資搬	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい13	中部携1	1~6 全波実装
	受令機		受令01			署活系無線アナログ1W		
			受令01			ほんぶしよかつ1~3		
	1号車(タンク車)	ちゅうぶ たんく1	中部タンク1	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい1	中部携1	1~6 全波実装
	2号車(水槽車)	ちゅうぶ すいそうしや	中部水槽	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい2	中部携2	1~6 全波実装
	化学車	ちゅうぶ かがくしや	中部化学	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい3	中部携3	1~6 全波実装
	無線号(ポンプ車)	ちゅうぶ ぼんぷしや	中部P	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい4	中部携4	1~6 全波実装
	救急1	ちゅうぶ きうきゆう1	中部救1	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい5	中部携5	1~6 全波実装
	救急2	ちゅうぶ きうきゆう2	中部救2	1~6 全波実装		ちゅうぶ けいたい6	中部携6	1~6 全波実装
	可搬型移動局	ちゅうぶ かはんしや	中部可搬	1~6 全波実装		署活系無線アナログ1W		
中央署	1号車(タンク車)	ちゅうぶ たんく1	上北タンク1	1~6 全波実装		ちゅうおうしよかつ1~9		
	2号車(タンク車)	ちゅうぶ たんく2	上北タンク2	1~6 全波実装		かみきた けいたい1	上北携1	1~6 全波実装
	指令車	ちゅうぶ しれいしや	上北指令	1~6 全波実装		かみきた けいたい2	上北携2	1~6 全波実装
	救急1	ちゅうぶ きうきゆう1	上北救急	1~6 全波実装		かみきた けいたい3	上北携3	1~6 全波実装
						かみきた けいたい4	上北携4	1~6 全波実装
						署活系無線アナログ1W		
上北署	1号車(タンク車)	ちゅうぶ たんく1	東北タンク1	1~6 全波実装		かみきたしよかつ1~6		
	2号車(タンク車)	ちゅうぶ たんく2	東北タンク2	1~6 全波実装		とうほく けいたい1	東北携1	1~6 全波実装
	救助工作車	ちゅうぶ きうきゆうしや	東北救助	1~7 全波実装		とうほく けいたい2	東北携2	1~6 全波実装
	指令車	ちゅうぶ しれいしや	東北指令	1~6 全波実装	とうほく けいたい3	東北携3	1~6 全波実装	
	救急1	ちゅうぶ きうきゆう1	東北救急	1~6 全波実装	とうほく けいたい4	東北携4	1~6 全波実装	
					とうほく けいたい5	東北携5	1~6 全波実装	
東北署					署活系無線アナログ1W			
					とうほくしよかつ1~9			

⇒「消防無線設備」は資料編参照。

4. 水防施設・設備等

町及び防災関係機関は、当地域における重要水防区域、危険箇所等について常日頃から具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

⇒「水防倉庫の備蓄場所」は資料編参照。

⇒「水防倉庫の資機材備蓄状況」は資料編参照。

(2) 整備計画

水防倉庫の資機材は、適宜整備・補充を図る。

(3) 水防資機材取扱要領

ア. 資材の使用に際しては、災害応急対策以外のいかなる工事にも使用しない。

イ. 資材の受払いについては、必ず帳簿に記入の上応急対策に使用し、不足したときは、その都度補充する。

ウ. 資材の管理責任者は、年2回以上点検する。

5. 救助設備等

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材、薬品等を整備、点検する。

(1) 整備状況

⇒「救助設備等の整備状況」は資料編参照。

(2) 整備計画

上記救助施設・設備については、適宜整備・補充を図る。

6. 広域防災拠点等

大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための防災拠点を確保する。

なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

(1) 整備状況

名称	住所	屋内外	面積 (㎡)	管理者名	電話番号	緊援隊 宿営 場所
屋内スポーツセンター	中野 16-1	屋内	3,717	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
ふれあいセンター	中野 16-1	屋内	1,660	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
中央公園	中野 16-1	屋外	146,252	教育委員会 生涯学習課	62-9702	○
七戸町総合運動公園	鶴児平 1-108	屋外	17,800	教育委員会	62-9702	○

名称	住所	屋内外	面積 (㎡)	管理者名	電話 番号	緊援隊 宿営 場所
野球場				生涯学習課		
七戸町総合運動公園 多目的グラウンド	鶴児平 1-108	屋外	10,000	教育委員会 生涯学習課	62-9702	○
七戸町総合運動公園 芝生広場	鶴児平 1-108	屋外	9,900	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
七戸町総合運動公園 サッカー場	鶴児平 1-108	屋外	20,010	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
道の駅しちのへ 道路・観光情報館	荒熊内 67-997	屋内	631.12	商工観光課 ほか	62-2137	
道の駅しちのへ	荒熊内 67-997	屋内(一 部屋外)	36,759	商工観光課 ほか	62-2137	

(2) 整備計画

上記広域防災拠点については、適宜整備・補充を図る。

また、「道の駅しちのへ」については、広域的な防災拠点として活用できるよう検討を進める。

7. その他施設・設備等

(1) 重機類の整備

町は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状態としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難場所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

⇒「重機類の整備状況」は資料編参照。

(2) 整備状況

町は、防災倉庫、防災資器材を整備する。

⇒「防災倉庫・防災資器材の整備状況」は資料編参照。

(3) 整備計画

上記防災倉庫、防災資器材については、適宜整備・補充を図る。

第4節 青森県防災情報ネットワーク

《総務課》

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第4節に準じる。

第5節 防災事業

《建設課、農林課、上下水道課》

地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため防災事業を推進する。

当町域における危険箇所については、地域保全事業を国、県と協力して計画的に推進し、また、施設の防災構造化、その他の災害予防対策を計画的に推進する。

1. 治山事業 《農林課》

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については町において実施する等山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、町にはいまだに山地災害危険地区が下表のとおり存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかけるものとする。

(1) 山地災害危険地区

ア. 山腹崩壊危険地区－民有林

⇒「山腹崩壊危険地区－民有林」は資料編参照。

⇒「図 山腹崩壊危険地区」は資料編参照。

イ. 崩壊土砂流出危険地区

⇒「崩壊土砂流出危険地区－国有林」は資料編参照。

⇒「崩壊土砂流出危険地区－民有林」は資料編参照。

⇒「図 崩壊土砂流出危険地区」は資料編参照。

ウ. 小規模山地崩壊危険地区

⇒「小規模山地崩壊危険地区」は資料編参照。

⇒「図 小規模山地崩壊危険地区」は資料編参照。

エ. 地すべり危険地区

⇒「地すべり危険地区」は資料編参照。

⇒「図 地すべり危険地区」は資料編参照。

2. 土砂災害対策事業 《建設課》

集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図るものとする。

(1) 砂防事業

ア. 土石流危険渓流

⇒「土石流危険渓流一覧」は資料編参照。

⇒「図 土石流危険渓流」は資料編参照。

- イ. 砂防指定地（昭和30年、法律第29号）による指定地
 - ⇒「砂防指定地」は資料編参照。
 - ⇒「図 砂防指定地」は資料編参照。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業
 - （本町域には、急傾斜地崩壊危険箇所を抱えており、その危険度の高い地区もあるため、今後も計画的推進を国、県に働きかけるものとする。）
 - ア. 急傾斜地崩壊危険箇所
 - ⇒「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」は資料編参照。
 - ⇒「図 急傾斜地崩壊危険箇所」は資料編参照。
 - イ. 急傾斜地崩壊危険区域
 - ⇒「急傾斜地崩壊危険区域」は資料編参照。
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ⇒「土砂災害警戒区域」は資料編参照。
 - ⇒「土砂災害特別区域」は資料編参照。
- (4) 雪崩対策事業
 - 本町域には、雪崩危険箇所を抱えており、その危険度の高い地区もあるため、今後も計画的推進を国、県に働きかけるものとする。
 - ア. 雪崩危険箇所
 - ⇒「雪崩危険箇所」は資料編参照。
 - ⇒「図 雪崩危険箇所」は資料編参照。

3. 河川防災対策事業《建設課》

- 町内を流下する河川は、県が管理する河川であり、これまで河川改修事業が行われてきたが、今後とも、堤防の維持、補修、護岸、堆積土砂の河川維持修繕、河積の拡大、河道の安定等について、県に働きかけるものとする。
 - ⇒「町内河川一覧」は資料編参照。

4. 農地防災事業《農林課》

- (1) 湛水防除事業
 - 本町の農用地等の湛水防除対策として、湛水防除事業が実施され、排水機等の主要施設は整備されている。また、ほ場整備施行地域の使用排水路は整備されてきているが、未施行地域についても、関係機関の事業計画に沿って地区内の排水路の整備を図るべく事業を進めている。
- (2) ため池等整備事業
 - ア. 本町には、築造年数が古い農業用ため池が多くあることから、地震や豪雨に対する耐性評価を行い、その結果を踏まえた改修工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。
 - ⇒「農業用ため池一覧」は資料編参照。
 - ⇒「図 農業用ため池」は資料編参照。
 - イ. 本町における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

- ウ. 本町における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。
- エ. 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、補強対策、耐震化、統廃合等を推進するものとする。

5. 都市防災対策事業 《建設課》

秩序ある環境の整備された市街化を図るため自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の安全化を図る必要がある。防災拠点施設整備事業等に基づき、風水害対策等の防災面にも重点において土地や水の性状等を十分考慮し計画するものとする。

(1) 公園緑地の整備

生活空間のやすらぎの確保とともに、避難所、避難路、延焼遮断帯等の防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化を推進する。

(2) 防災拠点施設整備事業

防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(3) 建築物不燃化対策

生活空間のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化を推進する。

ア. 公共建築物の不燃化

庁舎、学校等の公共建築物の不燃化を図る。

イ. 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(4) 風水害に対する建築物の安全性の確保

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築物等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

(5) 空家等対策

そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

6. その他の防災対策事業 《建設課、上下水道課》

その他の防災事業として道路等の点検、整備及び上水道等の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努めるものとする。

(1) 道路 《建設課》

本町には、次のとおり道路防災点検箇所があり、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

⇒「道路の状況」は資料編参照。

(2) 上水道施設《上下水道課》

本町における上水道施設等については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図るものとする。

(3) 危険地域からの移転対策事業《建設課》

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア. 防災集団移転

たびたび災害に襲われる地域にあつては、地域住民の恒久的安全を確保するため、住居そのものを安全な場所に移転する防災集団移転等の事業制度を積極的に利用するものとする。

イ. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等により危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第6節 自主防災組織等の確立

《総務課》

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第5節に準じる。

第7節 防災教育及び防災思想の普及

《総務課》

風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人一人が日頃から風水害等の災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

自主防災組織等としては、少数が組織されているが、今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき防災関係機関は、それぞれ防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等あらゆる機会を利用し、防災教育の徹底を図る。

防災教育は、概ね次にかかげる事項について実施する。

- ア. 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- イ. 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- ウ. 災害を体験した者との懇談会
- エ. 災害記録による災害教訓等の習得

2. 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、警戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、町全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及方法及び内容は次による。

ア. 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞、雑誌、広報紙その他町が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会、映画会、展覧会の開催その他により行うものとする。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会、展覧会等を活用する。

イ. 普及内容

- (ア) 簡単な気象・水象、地象に関すること

- (イ) 気象予報・警報等に関すること
 - (ウ) 災害時における心得
 - (エ) 災害予防に関すること
 - (オ) 災害危険箇所に関すること
- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及を図る。
- (3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。
- ア. 町は、浸水想定区域、指定避難所等水害に関する総合的な資料として、また、土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめた「七戸町防災ハザードマップ」を作成し令和2年3月に公開している。
- 引き続き、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」としての明示を検討するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。また、主として要配慮者が利用する施設等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した防災ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。
- イ. 今後の防災ハザードマップの更新等に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- ウ. 町は、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- エ. 防災ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (4) 青森地方気象台は、青森県、県内の市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。
- 町は、県及びその他の防災関係機関と連携しつつ、協力するものとする。

3. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

また、過去の教訓を踏まえ、すべての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するように努める。

第8節 企業防災の促進

《総務課》

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第7節に準じる。

第9節 防災訓練

《総務課》

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第8節に準じる。

第10節 避難対策

《総務課》

災害時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

1. 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町の協力により、近隣市町に設けることができるものとする。

2. 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

ア. 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること

イ. 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること

ウ. 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること

エ. 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

オ. 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

カ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

キ. 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示すること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避

難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

ク. 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、宿泊施設等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

3. 指定避難所等の事前指定等

ア. 指定避難所及び指定緊急避難場所は、次のとおりである。

(ア) 指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの	想定収容人数
1	七戸農村環境改善センター 柏葉館	七戸 22-8	62-2111 (支所庶務課)	○	×	158
2	天間林農村環境改善センター	森ノ下 48-2	68-2117 (財政課)	○	×	180
3	七戸町立七戸小学校	上町野 130	62-9701 (学務課)	○	×	213
4	七戸町立城南小学校	館野 32-58	62-9701 (学務課)	○	×	270
5	七戸町立七戸中学校	鶴児平 191	62-9701 (学務課)	○	×	328
6	七戸町立天間林小学校	森ノ上 180-1	62-9701 (学務課)	○	×	225
7	七戸町文化交流センター	前田 32	58-5530 (世界遺産対策室)	○	×	54
8	七戸町立七戸第二体育館	前田 32-6	62-9702 (生涯学習課)	○	×	83
9	七戸町立武道館	蛇坂 57-59	62-9702 (生涯学習課)	○	×	265
10	七戸町立天間林中学校体育館	森ノ上 16-4	62-9701 (学務課)	○	×	395
11	屋内スポーツセンター	中野 16-1	62-9702 (生涯学習課)	○	×	1000
12	二ツ森地区コミュニティセンター	二ツ森家ノ後 3-2	68-2117 (財政課)	○	×	38
13	中野地区コミュニティセンター	手代森 52-2	68-2117 (財政課)	○	×	45
14	白石地区コミュニティセンター	堰代 6-2	68-2117 (財政課)	○	×	41
15	道ノ上地区コミュニティセンター	道ノ上 133-2	68-2117 (財政課)	○	×	49
16	森ノ上地区コミュニティセンター	中野 96-1	68-2117 (財政課)	○	×	30
17	四ヶ村集会所	花松林ノ根 35-1	68-2117 (財政課)	○	×	45
18	李沢地区集会所	姥沢 2-2	68-2117 (財政課)	○	×	50
19	疇地区集会所	疇平 47-20	68-2117 (財政課)	○	×	34
20	中山間活性化センター	山館 25-1	68-2116 (農林課)	○	×	93
21	農産物加工開発研修センター	山館 25-1	68-2116 (農林課)	○	×	19
22	農村交流センター駒踊り伝承館	沼ノ沢 39-7	68-2117 (財政課)	○	×	38
23	農村交流施設絵馬の里交流館	見町 48-1	68-2117 (財政課)	○	×	17
24	七戸町天間林宿泊交流施設かだれ天間林	花松林ノ根 35-1	68-2116 (農林課)	○	×	14
25	榎林地区農産物加工等施設	榎林家ノ前 40-1	68-2117 (財政課)	○	×	114
26	坪地区農産物加工等施設	後平 112	68-2117 (財政課)	○	×	32
27	天間林老人福祉センター	森ノ上 16-4	68-3500 (介護高齢課)	○	○	126

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの	想定収容人数
28	天間林保健センター	森ノ上 359-5	68-4631 (保健福祉課)	○	○	209
29	七戸町総合福祉センター ゆうずらんど	立野頭 139-1	62-6790 (社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会)	○	○	125
30	ふれあいセンター	中野 16-1	62-9702 (生涯学習課)	○	×	108
31	県立七戸高等学校 (第一体育館)	舘野 47-31	62-4111 (七戸高等学校)	○	×	319
32	県立七戸高等学校 (第二体育館)	舘野 47-31	62-4111 (七戸高等学校)	○	×	268
33	県立七戸養護学校 (体育館)	蛇坂 57-31	62-2331 (七戸養護学校)	○	×	174
34	県営農大校 (体育館)	大沢 48-8	62-3111 (営農大校)	○	×	261
35	道の駅しちのへ 七彩館	荒熊内 67-94	62-5777 ((株)七戸物産 協会)	○	×	26
36	道の駅しちのへ 物産館	荒熊内 67-94	62-5777 ((株)七戸物産 協会)	○	×	49
37	七戸町観光交流センター	荒熊内 207	62-2137 (商工観光課)	○	×	121
38	城北児童センター	天王 67-2	62-3078 (社会福祉法人 七戸美光園)	×	○	63
39	特別養護老人ホーム美土里 荘	寒水 70-17	62-2761 (社会福祉法人 美土里会)	×	○	4
40	特別養護老人ホーム天寿園	舟場 向川久保 308	68-4888 (社会福祉法人 天寿園会)	×	○	10
41	バリアティブケアセンター こだま	道ノ上 54-72	68-4888 (社会福祉法人 天寿園会)	×	○	5
42	城南福祉プラザ	太田野 19-4	62-5200 (社会福祉法人 七戸福祉会)	×	○	10
43	障がい者支援施設一誠園	後平 597-1	68-2077 (社会福祉法人 至誠会)	×	○	10
44	障害者支援施設あぜりあ苑	清水頭 71-80	62-2321 (社会福祉法人 つつじ会)	×	○	10
45	美土里荘デイサービスセン ター梓	寒水 70-17	62-2761 (社会福祉法人 美土里会)	×	○	3
46	美土里荘グループホーム櫟	寒水 70-17	62-2761 (社会福祉法人 美土里会)	×	○	3
47	天間西児童センター	森ノ上 180-7	58-7622 (こどもみらい 課)	×	○	67
48	天間林児童センター	森ノ上 284-14	58-7622 (こどもみらい 課)	×	○	77
49	道の駅しちのへ 情報館	荒熊内 67-997	62-2137 (商工観光課)	○	×	21
50	中央公民館	森ノ上 210	62-2920 (中央公民館)	○	×	193

(イ) 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避 難所と の重複	想定収容 人数 (1 人あたり 3㎡)
				洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫		
1	七戸町役場本庁舎駐 車場	森ノ上 131-4	財政課 68-2117				○					1,666人
2	七戸中央公民館駐 車場	森ノ上 210	生涯学習課 62-9702				○					166人
3	柏葉公園	町1	世界遺産対策 室 58-5530	○			○					10,000人

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所の重複	想定収容 人数（1 人あたり 3㎡）	
				洪水	崖崩れ、 土石流 及び地 滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾 濫			火山現 象
4	天神林児童公園	天神林 18-3	建設課 62-6244				○						764人
5	倉越児童公園駐車場	倉越 66-6	建設課 62-6244				○						833人
6	七戸町中央公園駐車場	中野 16-1	生涯学習課 62-9702				○						47,666人
7	七戸町立七戸小学校 グラウンド	上町野 130	学務課 62-9701				○						3,746人
8	七戸町立城南小学校 グラウンド	館野 32-58	学務課 62-9701				○						4,795人
9	七戸町立七戸中学校 グラウンド	鶴児平 191	学務課 62-9701				○						9,371人
10	七戸町立天間林小学 校グラウンド	森ノ上 180-1	学務課 62-9701				○						6,300人
11	旧七戸町立天間東小 学校グラウンド	鉢森平 181-26	財政課 68-2117				○						5,600人
12	旧七戸町立榎林中 学校グラウンド	塚長根 17-2	財政課 68-2117				○						9,300人
13	七戸町立七戸第2多 目的グラウンド	前田 32-12	生涯学習課 62-9702				○						1,705人
14	旧七戸町立野々上小 中学校グラウンド	中村 55-11	財政課 68-2117				○						2,198人
15	旧七戸幼稚園運動場	七戸 9-1	財政課 68-2117	○			○						486人
16	七戸町七戸運動公園 駐車場	鶴児平 1-108	生涯学習課 62-9702				○						35,333人
17	二ツ森地区コミュニ ティセンターグラウ ンド	二ツ森家ノ 後 1-3	財政課 68-2117		○		○						366人
18	中野地区コミュニテ ィセンターグラウン ド	手代森 52-2	財政課 68-2117		○		○						1,633人
19	白石地区コミュニテ ィセンターグラウン ド	堰代 6-2	財政課 68-2117		○		○						1,200人
20	四ヶ村集会所グラウ ンド	花松林ノ根 35-1	財政課 68-2117				○						2,166人
21	李沢地区集会所グラ ウンド	姥沢 2-2	財政課 68-2117		○		○						733人
22	啗地区集会所グラウ ンド	啗平 47-20	財政課 68-2117		○		○						1,200人
23	七戸町天間林商工会 グラウンド	森ノ下 48	財政課 68-2117		○		○						3,033人
24	坪地区農産加工等施 設前グラウンド	後平 112	財政課 68-2117		○		○						1,533人
25	榎林こども園グラウ ンド	榎林家ノ前 40	幼保連携型認 定こども園榎 林こども園 68-2042		○		○						2,566人
26	県立七戸高等学校グ ラウンド	館野 47-31	県立七戸高等 学校 62-4111		○		○						6,407人
27	県立七戸養護学校グ	蛇坂 57-31	県立七戸養護		○		○						800人

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指 定 避 難 所 と の 重 複	想定収容 人数（1 人あたり 3㎡）
				洪水	崖崩 れ、石 流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
	ラウンド		学校 62-2331									
28	公立もみのき学園グ ラウンド	蛇坂 45-2	公立もみのき 学園 62-3161		○		○					3,300人
29	道の駅しちのへ駐車 場	荒 熊 内 67-94	商工観光課 62-2137				○					1,666人
30	七戸農村環境改善セ ンター柏葉館	七戸 22-8	支所庶務課 62-2111	○	○		○				○	158人
31	天間林農村環境改善 センター	森ノ下 48-2	財政課 68-2117		○		○				○	180人
32	七戸町立七戸小学校	上町野 130	学務課 62-9701				○				○	213人
33	七戸町立城南小学校	館野 32-58	学務課 62-9701				○				○	270人
34	七戸町立七戸中学校	鶴児平 191	学務課 62-9701				○				○	328人
35	七戸町立天間林小学 校	森 ノ 上 180-1	学務課 62-9701				○				○	225人
36	七戸町文化交流セン ター	前田 32	世界遺産対策 室 58-5530				○				○	54人
37	七戸町立七戸第2体育 館	前田 32-6	生涯学習課 62-9702				○				○	83人
38	七戸町立武道館	蛇坂 57-59	生涯学習課 62-9702				○				○	265人
39	七戸町立天間林中学 校体育館	森ノ上 16-4	学務課 62-9701				○				○	395人
40	屋内スポーツセンタ ー	中野 16-1	生涯学習課 62-9702				○				○	1,000人
41	二ツ森地区コミュニ ティセンター	二ツ森家ノ 後 3-2	財政課 68-2117		○		○				○	38人
42	中野地区コミュニテ ィセンター	手代森 52-2	財政課 68-2117		○		○				○	45人
43	白石地区コミュニテ ィセンター	堰代 6-2	財政課 68-2117		○		○				○	41人
44	道ノ上地区コミュニ ティセンター	道 ノ 上 133-2	財政課 68-2117		○		○				○	49人
45	森ノ上地区コミュニ ティセンター	中野 96-1	財政課 68-2117				○				○	30人
46	四ヶ村集会所	花松林ノ根 35-1	財政課 68-2117				○				○	45人
47	李沢地区集会所	姥沢 2-2	財政課 68-2117		○		○				○	50人
48	疍地区集会所	疍平 47-20	財政課 68-2117		○		○				○	34人
49	中山間活性化センタ ー	山館 25-1	農林課 68-2116		○		○				○	93人
50	農産物加工開発研修 センター	山館 25-1	農林課 68-2116		○		○				○	19人
51	農村交流センター駒 踊り伝承館	沼ノ沢 39-7	財政課 68-2117		○		○				○	38人
52	農村交流施設絵馬の 里交流館	見町 48-1	財政課 68-2117		○		○				○	17人
53	七戸町天間林宿泊交	花松林ノ根	農林課				○				○	14人

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容 人数（1 人あたり 3㎡）	
				洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
	流施設 かねだれ天間林	35-1	68-2116										
54	榎林地区農産物加工等施設	榎林家ノ前40-1	財政課 68-2117		○		○					○	114人
55	坪地区農産物加工等施設	後平 112	財政課 68-2117		○		○					○	32人
56	天間林老人福祉センター	森ノ上 16-4	介護高齢課 68-3500				○					○	126人
57	天間林保健センター	森ノ上 359-5	保健福祉課 68-4631				○					○	209人
58	七戸町総合福祉センターゆうざらんど	立野頭 139-1	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会 62-6790		○		○					○	125人
59	ふれあいセンター	中野 16-1	生涯学習課 62-9702				○					○	108人
60	県立七戸高等学校（第一体育館）	館野 47-31	県立七戸高等学校 62-4111		○		○					○	319人
61	県立七戸高等学校（第二体育館）	館野 47-31	県立七戸高等学校 62-4111		○		○					○	268人
62	県立七戸養護学校（体育館）	蛇坂 57-31	県立七戸養護学校 62-2331		○		○					○	174人
63	県営農大大学校（体育館）	大沢 48-8	県営農大大学校 62-3111				○					○	261人
64	道の駅しちのへ 七彩館	荒熊内 67-94	(株)七戸物産協会 62-5777				○					○	26人
65	道の駅しちのへ 物産館	荒熊内 67-94	(株)七戸物産協会 62-5777				○					○	49人
66	七戸町観光交流センター	荒熊内 207	商工観光課 62-2137				○					○	121人
67	道の駅しちのへ 情報館	荒熊内 67-997	商工観光課 62-2137				○					○	21人

イ. 災害の状況により、上記の指定避難所のみでは足りない場合、又は町区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。感染症対策のため、指定避難所の受入人数の制限が必要な場合についても同様とする。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

4. 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

5. 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。

整備に当たっては、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するとともに、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努めるとともに、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努めるものとする。

イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努めるものとする。

ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努めるものとする。

また、指定避難所における感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

6. 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

7. 避難路の選定

ア 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること

イ 避難のため必要な広さを有する道路とすること

8. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民

の意識啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

9. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について周知徹底を図る。

- ア. 指定避難所等の名称
- イ. 指定避難所等の所在位置
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の心得
- ウ. 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

10. 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等を発令する対象区域（町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動等要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難行動等要支援者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア. 給水措置
 - イ. 給食措置

- ウ. 毛布、寝具等の支給措置
 - エ. 被服、生活必需品の支給措置
 - オ. 負傷者に対する応急救護措置
 - カ. その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 指定避難所の管理に関する事項
- ア. 避難者受入中の秩序保持
 - イ. 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ. 避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ. 避難者からの各種相談の受付
 - オ. その他必要な事項
- (8) 災害時における広報
- (9) 自主防災組織等との連携
- 住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。
- (10) ホームレスの受入れ
- 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

11. 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

12. その他

町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

第 1 1 節 災害備蓄対策

《総務課》

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 0 節に準じる。

第 1 2 節 要配慮者安全確保対策

《介護高齢課、保健福祉課》

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 6 節に準じる。

第 1 3 節 防災ボランティア活動対策

《総務課》

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 7 節に準じる。

第 1 4 節 文教対策

《学務課》

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 9 節に準じる。

第 1 5 節 警備対策

《七戸警察署》

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 2 0 節に準じる。

第 1 6 節 交通施設対策

《建設課》

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 2 1 節に準じる。

第17節 上下水道対策

《上下水道課》

風水害等の災害による上下水道施設の被害を未然に防止するため、必要な措置を講じるものとする。

1. 上水道施設

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設、資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工業者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

2. 下水道施設

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ設備の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(3) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

第18節 水害予防対策

《建設課、農林課、総務課》

水害を防止し、または拡大を防止するため、治水施設の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制、水防資機材の整備、水防体制の整備等を図るものとする。

1. 河川の維持管理

常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第5節「防災事業」による。

(1) 河川管理施設の管理

出水時に円滑な水防活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。

(2) 河川の維持規制

河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2. 気象、水象等の観測体制の整備

県及び青森地方気象台と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努めるほか、町においても気象、水象観測施設の整備を図るものとする。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

3. 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、FAX等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「(国)大規模水害に備えた減災対策協議会」、「(県)大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

4. 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象警報(特別警報を含む)・注意報及び気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準の明確化、情報伝達体制を確立し、町防災行政用無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政用無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

加えて、住民の主体的な避難行動を促すため、避難指示等の発令基準に活用する各種情報について

は、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

5. 水防資機材の整備

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」による。

6. 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を定める。

- ア. 水防活動組織の確立
- イ. 河川施設の管理
- ウ. 水防施設及び水防資機材の整備
- エ. 気象、水象の観測及び通報等の活用
- オ. 重要水防箇所等
- カ. その他水害を予防するための措置

7. 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は知事による洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に地下街等又は主として要配慮者が利用する施設があるときは、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した「七戸町防災ハザードマップ」を公開・配布している。
- (4) 町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 町は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (6) 町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (7) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- (8) 町は、その区域内に存する防災重点農業用ため池の、緊急時における連絡体制や避難場所及び避難経路、その他災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した七戸町ため池マップ及び七戸町ため池ハザードマップを作成し公開しており、引き続き住民への周知に努める。

8. 水防訓練

町は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第19節 風害予防対策

《総務課》

風害を防止し、又は拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建造物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

1. 住民への情報伝達体制等の整備

- ア. 町は、強風時においても災害に関係する気象予警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、防災行政用無線等の整備を図る。
- イ. 町は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報について直接又は報道機関を通じて住民に提供できる体制の強化に努める。

2. 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- ア. 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- イ. 農作物等の防風対策に関すること
- ウ. 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- エ. 竜巻注意情報に関すること

3. 道路交通の安全確保

道路管理者及び七戸警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4. 建築物等災害予防

- ア. 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。
- イ. 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し基準の厳守を指導する。
- ウ. 強風による落下物の防止対策を実施する。
- エ. コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

第20節 土砂災害予防対策

《総務課、建設課、農林課》

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、または拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の発表、住民への情報伝達体制等の整備、避難体制の整備等を図るものとする。

1. 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報紙等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

2. 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。なお、当該情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当するものである。

町は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。

また、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう広報誌等への掲載など、地域住民への周知に努める。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等（警戒レベルを含む）を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

町は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意

区分	判断基準
	<p>報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大23時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認）</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

3. 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は、大規模土砂災害が発生した場合、国、県と連絡調整し、下記の情報の提供を受け、住民に周知し、避難指示等について判断する。

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

4. 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、FAX、防災情報提供装置等を整備し、また、これらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

町は、避難指示等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

5. 住民への情報伝達体制等の整備

災害に関係する気象予報・警報等、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政用無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政用無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の保守を推進する。

また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

6. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害の誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう上北地域県民局地域農林水産部及び地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- ア. 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- イ. ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ. のり切、切土、掘削又は盛土
- エ. 立木の伐採、損傷
- オ. 木材の滑下又は地引による搬出
- カ. 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- キ. 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7. 避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第10節「避難対策」に準じるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の町への通報、町から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

(1) 土石流（山津波）危険溪流

- ア. 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ. 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
- エ. 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき
- オ. 溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが起こり始めそうなとき

(2) 地すべり危険箇所

- ア. 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき

- イ. 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき
- (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - ア. 斜面から急に水が湧き出したとき
 - イ. 小石がパラパラ落ち始めたとき
- (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
 - ア. 立木の倒れる音がするとき
 - イ. 山腹に亀裂が生じたとき
 - ウ. 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
 - エ. 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき

8. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生じるおそれの著しい街区又は街区となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記（１）、（２）、（３）の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

9. 土砂災害防止法による施策

- (1) 土砂災害警戒区域における対策

ア. 町は、県の土砂災害警戒区域の指定を受けており、警戒区域ごとに土砂災害警戒情報、予報・警戒の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項等について住民等に周知するように努める。

イ. 町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ. 町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第21節 火災予防対策

《総務課、学務課、生涯学習課、世界遺産対策室、消防本部》

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及、消防体制の充実強化等を図るものとする。

1. 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町（消防機関）は、不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

町（消防機関）は、火災発生及び拡大を防止するために病院、百貨店等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制を確立させるものとする。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

町（消防機関）は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物に対する消火、警報、避難等に関する消防用設備等の適正な設置を促進し、これを常時有効な状態に維持するよう指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

町（消防機関）は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに消防法令に違反しているものに対しては、指導を行い、重大なものについては、警告命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。

2. 防火思想の普及

(1) 一般家庭等に対する指導

ア. 町（消防機関）は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ. 町（消防機関）及び県は、火災予防運動及び建築物防災運動を実施し、火災予防等の諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、町（消防機関）及び県は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

町（消防機関）及び県は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア. 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

イ. 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3. 消防体制の充実、強化

(1) 消防計画の作成

町（消防機関）は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実強化

町（消防機関）は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4. 異常気象下における火災予防措置の徹底

町（消防機関）は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の発表及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項に遵守するよう周知徹底させる。

- ア. 山林、原野等において火入れをしないこと
- イ. 花火をしないこと
- ウ. 屋外において火遊び、またはたき火をしないこと
- エ. 屋外においては、引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- オ. 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰または火粉を始末すること
- カ. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと
- キ. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内で喫煙をしないこと

5. 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者または管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第22節 複合災害対策

《総務課》

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第24節に準じる。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達

防災活動に万全を期するため、以下のとおり災害発生に関係ある気象予報・警報等の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2 気象予報・警報等の収集及び伝達

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報を積極的に収集し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

国(国土交通省、気象庁)及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

国(国土交通省、気象庁)及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨

量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（土砂キキクル・浸水キキクル・洪水キキクル）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。（別図1）に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

ア 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、及び高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報（※波浪・高潮は、七戸町は対象外）
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、及び高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報（※波浪・高潮は、七戸町は対象外）
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報（※波浪・高潮は、七戸町は対象外）

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は別表「警報・注意報の具体的な発表基準」に示す。

警報・注意報の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報 （※七戸町は対象外）	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報 （※七戸町は対象外）	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報
	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

警報・注意報の種類	概要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視界が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。
波浪警報 (※七戸町は対象外)	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報 (※七戸町は対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報 (※七戸町は対象外)	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報 (※七戸町は対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

警報・注意報の種類	概要
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(3) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。（※七戸町は対象外）
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。（※七戸町は対象外）
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(※七戸町は対象外)
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(※七戸町は対象外)
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(別表) 警報・注意報の具体的な発表基準

(令和3年10月26日現在)

発表官署 青森地方気象台

七戸町	府県予報区	青森県			
	一次細分区域	三八上北			
	市町村等をまとめた地域	上北			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138	
	洪水	流域雨量指数基準	高瀬川(七戸川)流域=19.4, 赤川流域=12.5, 坪川流域=26.9, 中野川流域=15.4, 作田川流域=12.1, 二ッ森川流域=5.9		
		複合基準 ^{※1}	-		
		指定河川洪水予報による基準	高瀬川(小川原湖)[小川原湖]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	85		
	洪水	流域雨量指数基準	高瀬川(七戸川)流域=15.5, 赤川流域=9.7, 坪川流域=21.5, 中野川流域=12.3, 作田川流域=9.6, 二ッ森川流域=3.9		
		複合基準 ^{※1}	高瀬川(七戸川)流域=(5, 15.5), 赤川流域=(5, 7.8), 坪川流域=(5, 17.2), 中野川流域=(5, 9.8), 二ッ森川流域=(5, 3.9)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する				
なだれ	①山沿いで24時間積雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき				

		冬期：最低気温が－ 8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が－ 3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続) ※2
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	着雪	大雪注意報の条件下で気温が－ 2℃より高い場合
記録的短時間 大雨情報	1時間雨量	90mm

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方ごとの基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

(参考) 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

別図1 青森県の警報・注意報発表区域図



* 「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。
これ以外の地域を表す囲み文字は、「市町村等をまとめた地域」を示す。

細分区域名

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめ地域	二次細分区域の名称名
青森県	三八上北	上北	七戸町

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河

種 類	概 要
(洪水警報の危険度分布)	<p>川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：「避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(5) 早期注意報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北・三八上北など)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 青森県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間雨量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル

(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

青森県の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(10) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川については、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方气象台、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川については、青森県と青森地方气象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位(レベル4水位)に達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達しさらに上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫注意水位(レベル2水位)以上でかつ避難判断水位(レベル3水位)未満の状況が継続しているとき、避難判断水位(レベル3水位)に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等をされる警戒レベル2である。	

3. 気象予報・警報等の伝達

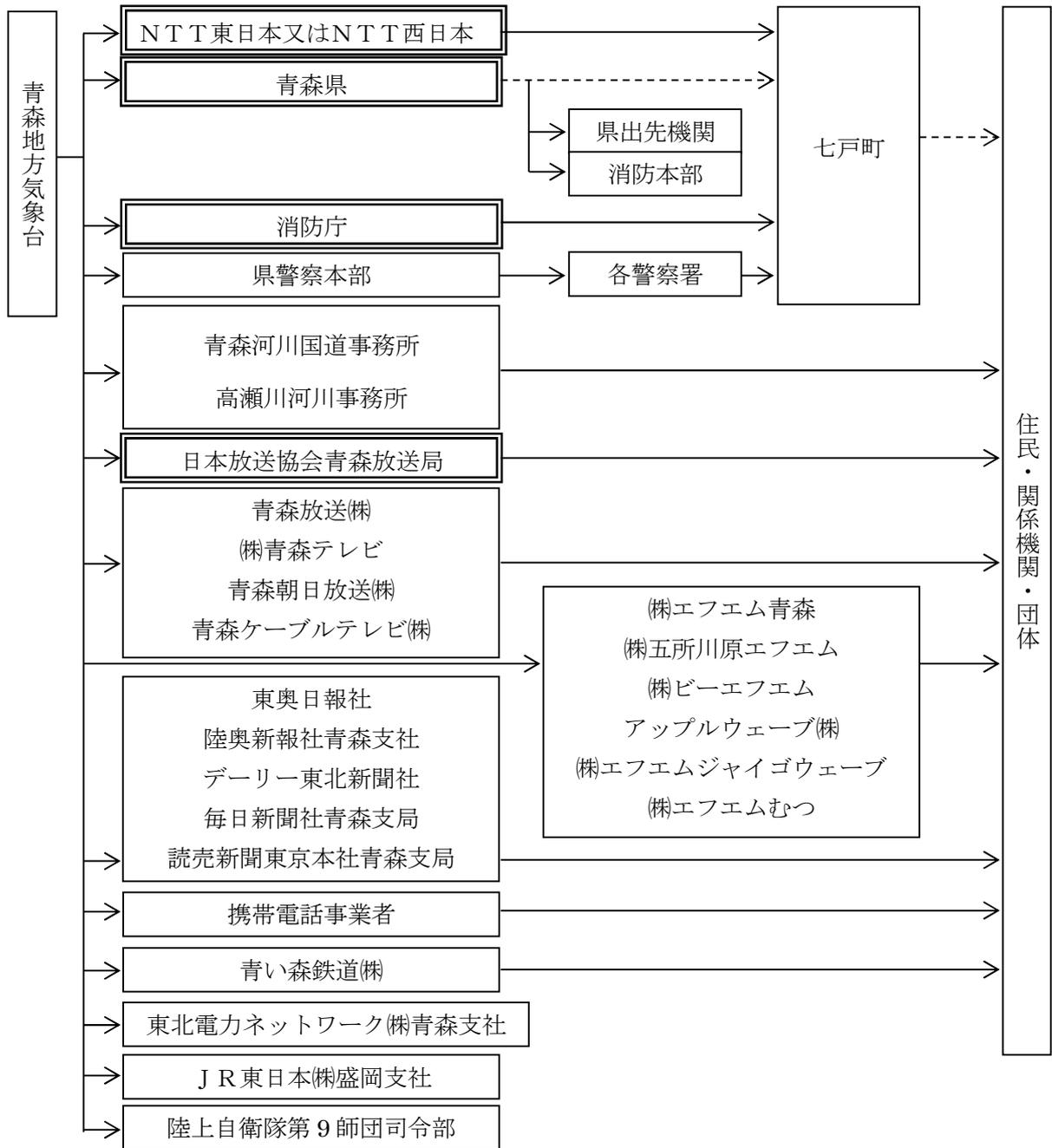
- (1) 関係機関から通報される気象予警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。
- (2) 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達するものとする。
- (3) 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。
- (4) 町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (5) 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等			伝達内容	
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内		勤務時間外
総務課長	関係各課	建設課 62-6244 農林課 68-2116 上下水道課 62-6243	庁内放送 及び内線電話	関係課長へ 電話連絡する（宿日直員が受領した場合は、宿日直員が関係課長へ電話）	津波情報を除く全ての注意報、警報 （なお、勤務時間外は関係課長へ）
	消防機関	中央消防署 62-3141			全ての警報、強風、乾燥、大雨、洪水の各注意報
農林課長	農林・畜産関係機関	上北地域県民局 地域農林水産部 22-8111 JA十和田おいらせ七戸支店 62-2195 JAゆうき青森 天間林支店 68-3131	電話	あらかじめ定められた担当責任者へ電話連絡する	特に必要と認める注意報、警報
建設課長	土木関係機関	上北県民局 地域整備部 22-8111			特に必要と認める注意報、警報

- (6) 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
企画調整課長	住民	無線放送 広報車等	町長が特に必要と認める注意報・警報

気象予報・警報等・情報伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 点線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

4. 水位到達情報の周知及び伝達

(1) 水位到達情報の周知

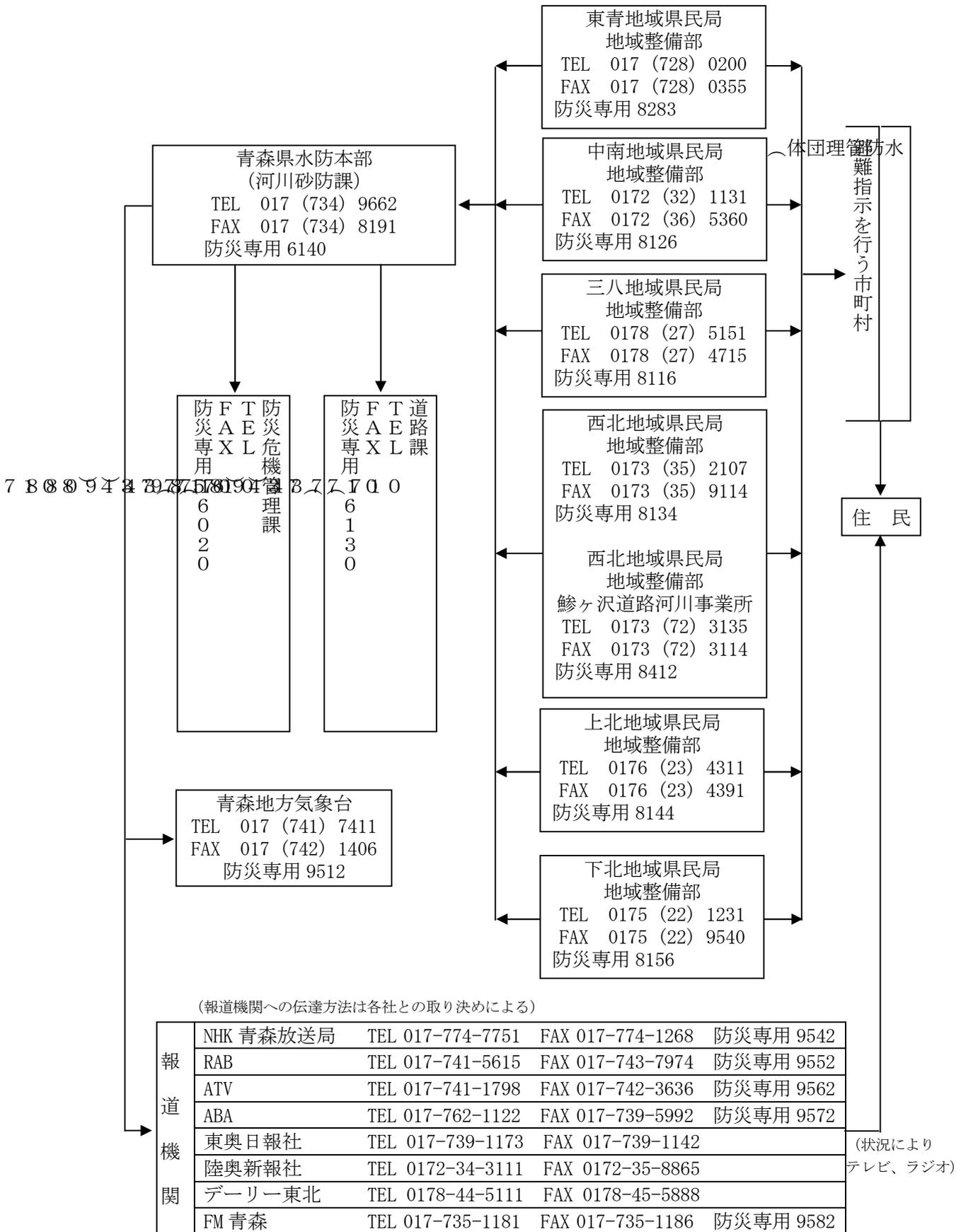
県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じる恐れのある河川を「水位情報周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また、避難判断水位を下回ったときは水防管理者（町）に通知すると共に報道機関の協力を得て一般に周知する。

町は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生じるおそれのある排水施設等を「水位周知下水道」として指定し、避難等の目安となる「雨水出水特別警戒水位」を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

(2) 水位到達情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報（水防法に基づく氾濫危険情報を含む）を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

県指定水位情報周知河川における氾濫危険情報伝達系統図



5. 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

(1) 水防警報の発表及び水防指令の発令

水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留を行う	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき
準備	水防管理者は、水防警報を受け、直ちに水防団に通知する水防団は、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に随時報告する（水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動に対するもの）	水位が水防団待機水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量その他の河川状況等によりはん濫注意水位を越え、又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等その他水防活動状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

ア. 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

水防警報（青森県）の種類

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準備	水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出動	水防団員の出動が必要である旨を通知するもの	はん濫注意水位を超え又は超える恐れがあり、出動の必要があると認められたとき
解除	水防活動を必要とする出水状況の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

※水防団待機水位に達し待機の必要があると認められたときは、水防第一指令を発令することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

イ. 水防指令の発令

水防本部長（知事）または支部長（上北地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する

水防指令の種類

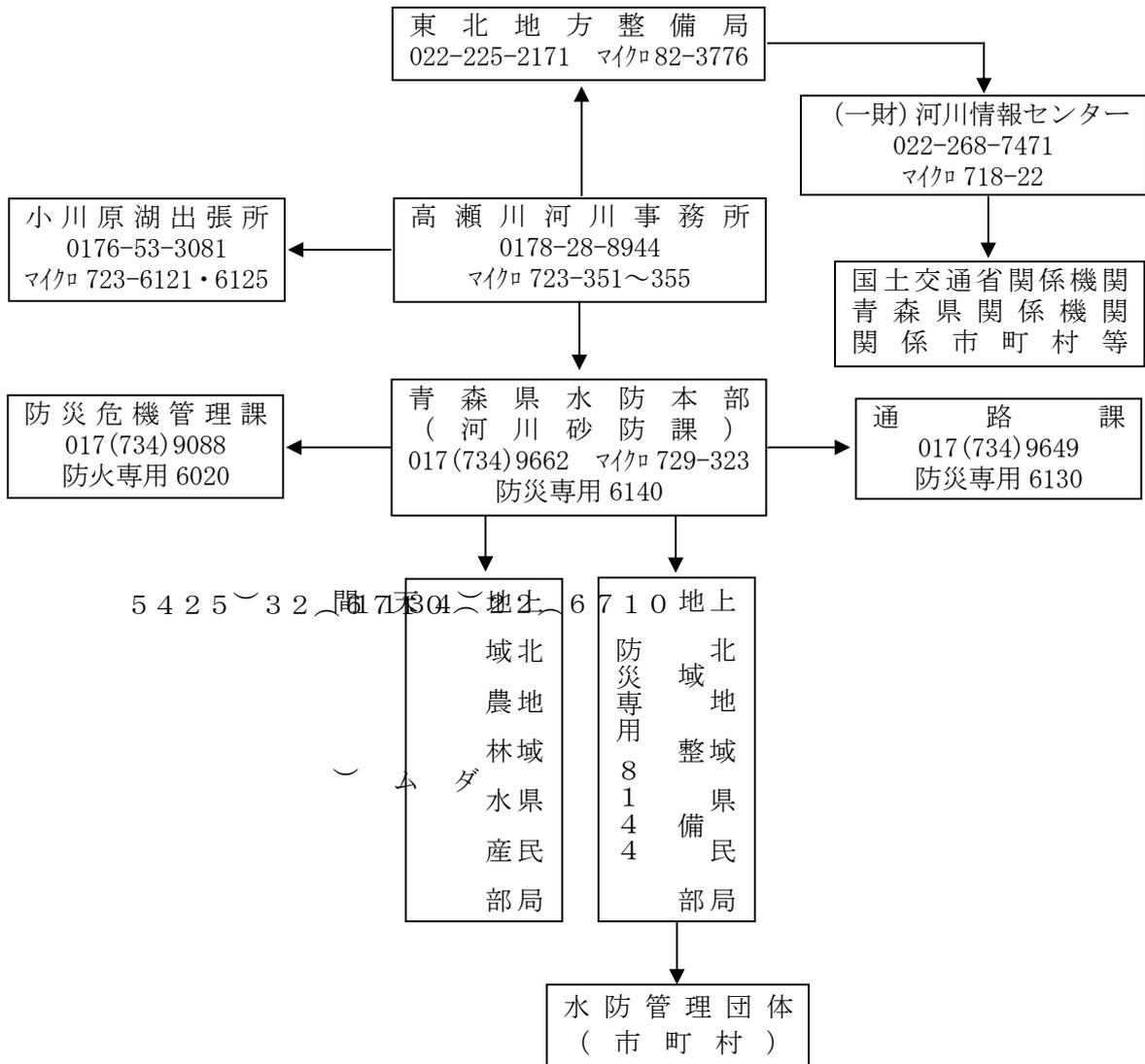
配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第 1 指 令 (待機指令)	水防体制の小数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第 2 指 令 (待機指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第 3 指 令 (待機指令)	水防組織の全員がこれに当たる。若し、事態が長びく時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第 4 指 令 (待機指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

(2) 水防警報及び水防指令の伝達

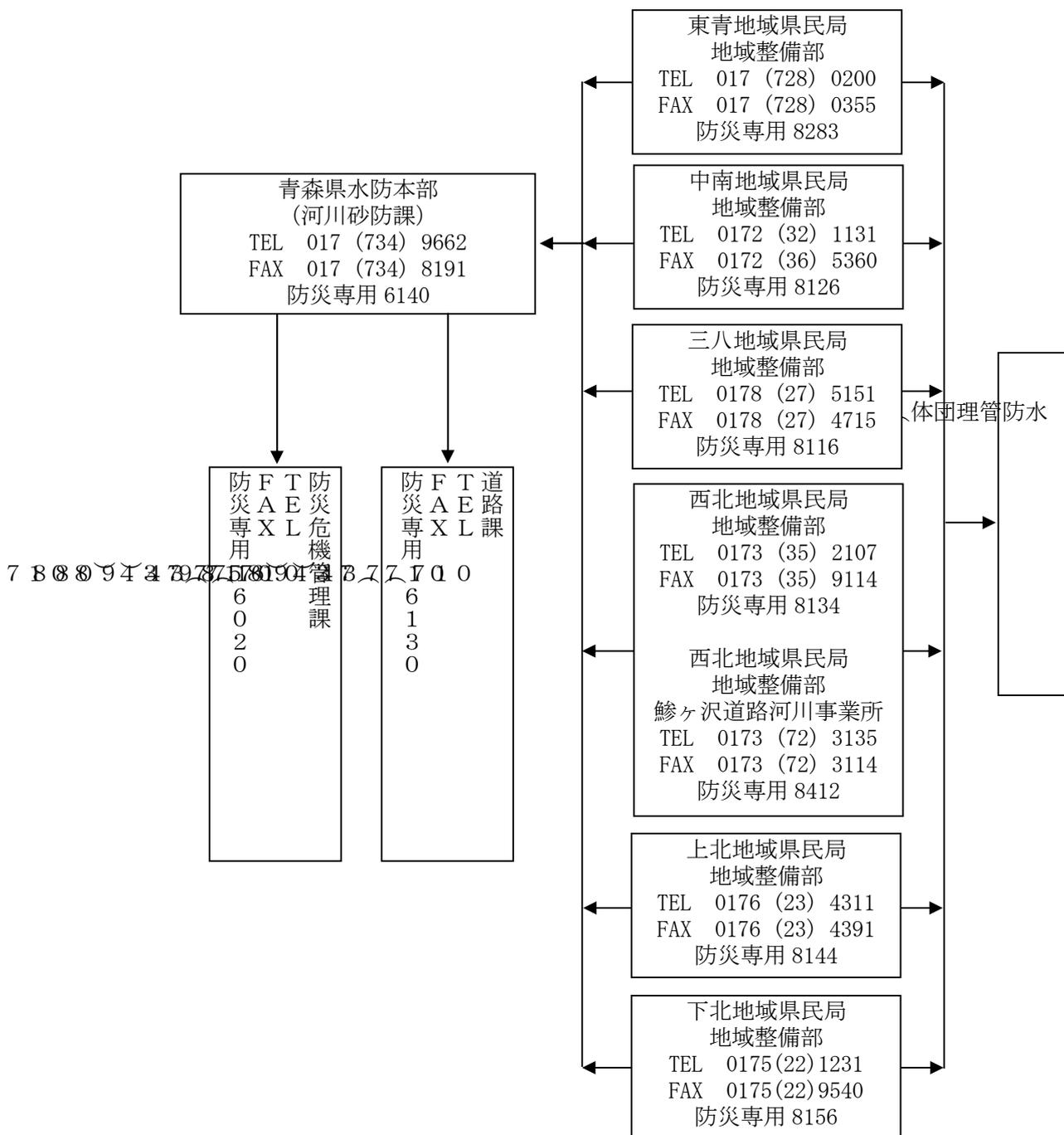
水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

ア. 水防警報伝達系統図 (国土交通省)

高瀬川水防警報伝達系統図 (高瀬川)



水防警報伝達系統図（青森県）



6. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて町に伝達されるとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

（1）発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

（2）土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

（3）発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

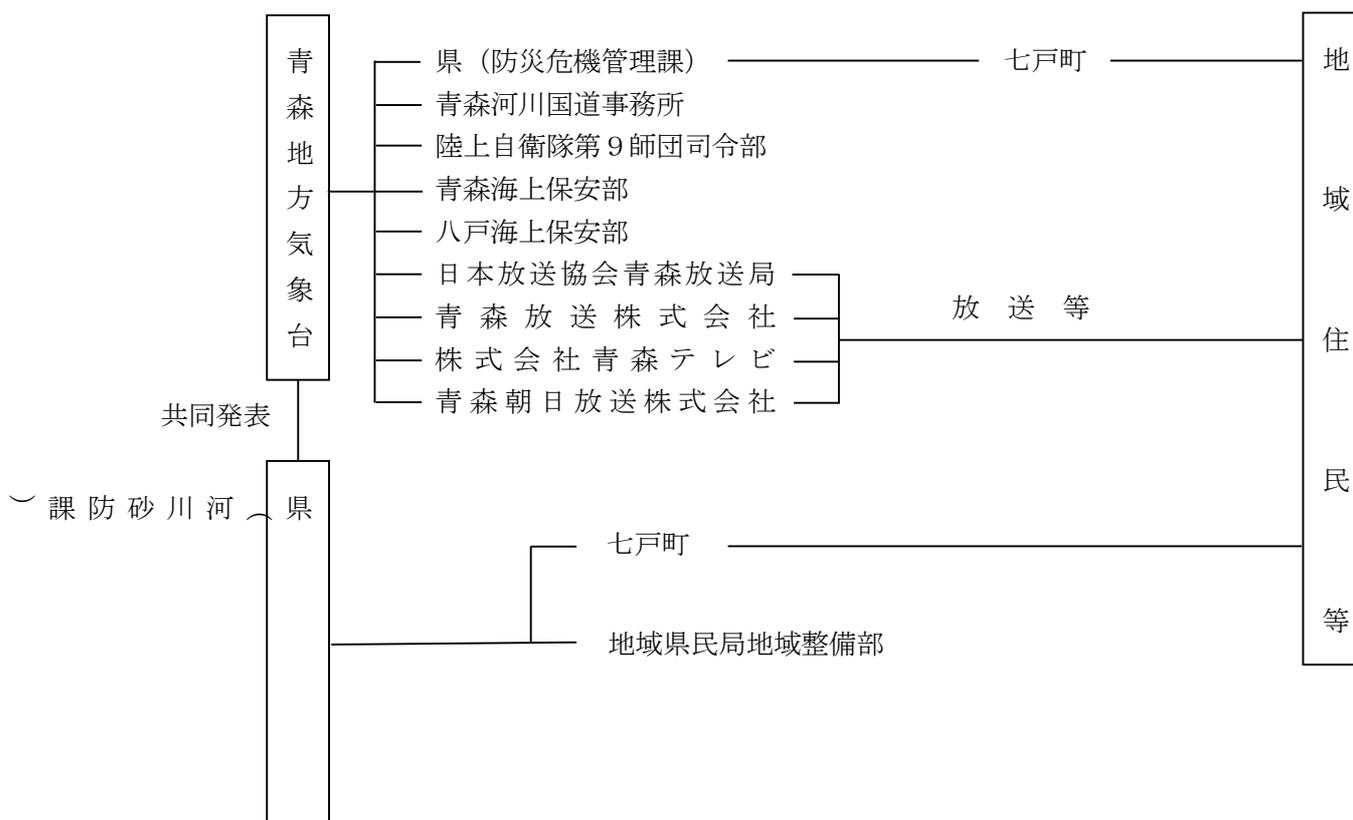
ア. 発表

大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した基準に達した場合

イ. 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図



7. 火災警報の発令及び伝達

(1) 火災気象通報の通報、伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに青森地方気象台が青森県知事に対して通報し、県を通じて町（消防機関）に伝達される。通報基準は以下のとおりである。

青森地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、雨又は雪をともなう場合は通報しないこともある。

(2) 火災警報の発令

町（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合または火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

8. 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

(1) 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

ア. 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

(2) 通報及び措置

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ. 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

ウ. 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町に通報する。

(ア) 青森地方気象台

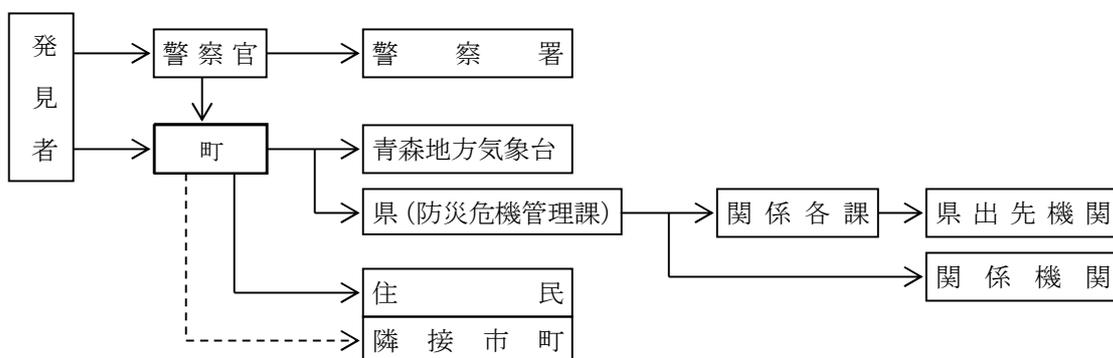
(イ) 県（防災危機管理課）

エ. 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止または拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



防災関係機関連絡先

機 関 名	電 話	連絡責任者	備 考
七戸警察署	62-3101	警 備 課 長	
中部上北広域事業組合消防本部	62-3142	警 防 課 長	

第2節 情報収集及び被害等報告

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第2節に準じる。

第3節 通信連絡

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第3節に準じる。

第4節 災害広報・情報提供

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第4節に準じる。

第5節 自衛隊災害派遣要請

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第5節に準じる。

第6節 広域応援

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第6節に準じる。

第7節 航空機運用

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第7節に準じる。

第8節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1. 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
町 長	災害全般	・ 災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第60条
自 衛 官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者(町長)	洪水の氾濫についての避難の指示	・ 水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりに関する避難の指示	・ 地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
町 長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらのものから要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の 自 衛 官	災害全般 同上の場合においても、町長及び警察官がその場にはいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消 防 吏 員 又 は 消 防 団 員	水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ 〃 第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・ 水防法第21条

2. 避難指示等・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難指示等の発令基準等を検討・修正等する際の参考となる、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたほか、避難指示等・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表の通り整理された。

避難指示等と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難指示等)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、高潮 注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

～～＜警戒レベル4までに必ず避難!＞～～

町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報 (※七戸町は対象外)
	水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害)※2 危険度分布：黒(災害切迫)		大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒(災害切迫)	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫(危険)※4	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫(危険)※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布：赤(警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄(注意)		危険度分布：黄(注意)	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(町に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(町が自ら確認する必要がある情報)

- ※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
 - ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 - ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 - ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 - ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

3. 避難指示等の種類

避難指示等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</p>	<p>「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</p>	<p>「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難指示等の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<p>「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することによ</p>	<p>「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>

避難指示等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	り、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」</p> <p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平常時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

4. 避難指示等の基準

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

避難指示等の判断基準

【洪水災害時】

区分	判断基準の例
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬川の七戸水位観測所：避難判断水位 2.50m <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬川の七戸水位観測所：氾濫危険水位 2.90m <p>3：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（レベル2水位））に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坪川の天間館水位観測所：氾濫注意水位 2.20m ・中野川の向中野水位観測所：氾濫注意水位 3.50m <p>①上記の観測所より上流の水位が上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合</p> <p>③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>※上記については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p> <p>4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が表示された場合</p> <p>5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合</p> <p>6：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬川の七戸水位観測所：氾濫危険水位 2.90m <p>2：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬川の七戸水位観測所：氾濫危険水位 2.90m <p>3：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が表示された場合</p> <p>4：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合</p> <p>5：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>6：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>8：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立</p>

区分	判断基準の例
	<p>退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令</p> <p>※夜間・未明であっても、1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬川の七戸水位観測所 ・坪川の天間館水位観測所 ・中野川の向中野水位観測所 <p>2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が表示された場合</p> <p>3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>5：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>

【土砂災害時】（再掲）

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警</p>

区分	判断基準
	<p>戒レベル3相当情報 [土砂災害] に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など) (夕刻時点で発令)</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大 23 時間先までの予測である。このため、上記の 1 において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報 (土砂災害) (警戒レベル3相当情報 [土砂災害]) の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害]) が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) で「危険 (紫) [警戒レベル4相当]」となった場合</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5：土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：大雨特別警報 (土砂災害) (警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) が発表された場合 (※大雨特別警報 (土砂災害) は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫 (黒)」 (警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1～2を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

5. 避難指示等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等の判断基準等を明確化しておく。

また、災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとす

る。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を発令するほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

洪水及び土砂災害について、町は避難指示等の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難の避難指示等は、次の信号による。

警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約1分 	約5秒 休 止	約1分 

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 区域内の町内会長及び行政連絡員による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

(キ) Lアラート（災害情報共有システム）

(ク) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）

イ. 町長等の避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

(ア) 警戒レベルと求める行動

(イ) 避難が必要である状況、避難指示等の理由

(ウ) 危険区域

(エ) 避難対象者

(オ) 避難路

(カ) 指定避難所

(キ) 移動方法

(ク) 避難時の留意事項

(参考) 行政連絡員等は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

- ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。
(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話(充電器を含む。)等)
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難指示等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



(ア) 町長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

また、避難指示等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難指示等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況
- 避難指示等を発令した日時
- 避難指示等の対象地域
- 対象世帯数及び対象人数
- 指定避難所開設予定箇所数

b 避難指示等を解除した場合

- 避難指示等を解除した日時

(イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

(ウ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を七戸警察署長に通知するものとする。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を七戸警察署長に通知するものとする。

イ. 避難指示等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡し協力するものとする。

ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知するものとする。

(3) 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

6. 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ①災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

③どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア．立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ．屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の多層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や上層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ．緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平常時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難指示等	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令) (※七戸町は津波は非該当)	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ (※七戸町は高潮・津波は非該当)
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令) (※七戸町は津波は非該当)	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※  (※七戸町は高潮・津波は非該当)
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。

## 7. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

### (1) 原則的な避難形態

- ア. 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所になるべく一定地域又は集落ごとにこれを行うものとする。
- イ. 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努めるものとする。

### (2) 避難誘導及び移送

- ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。  
発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- イ. 避難誘導員は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

## 8. 指定緊急避難場所の開放

町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

## 9. 指定避難所の開設

町長は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に充分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

なお、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものも含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務班（総務課）と保健福祉班（保健福祉課）が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉班（保健福祉課）は、総務班（総務課）に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

（1）事前措置

- ア．指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ．指定避難所に配置する職員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、避難状況により増員するものとする。
- ウ．指定避難所に配置する職員について、住民班（町民課）の職員のみで不足する場合には、総務班（総務課）に応援職員を要請するものとする。

（2）指定避難所の開設手続

- ア．町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、町民課長に開設命令を発する。町民課長は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設するものとし、直ちに職員を配置して所要の措置をとるものとする。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第10節「避難対策」の3による。
- イ．町長（総務課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告するものとする。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- （ア）開設した場合
  - 指定避難所を開設した日時
  - 場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数
  - 避難人数
  - 開設期間の見込み
- （イ）閉鎖した場合
  - 指定避難所を閉鎖した日時
  - 最大避難人数及びそれを記録した日時

ウ．避難所開設の連絡

避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。

（3）指定避難所に受入れる者

指定避難所に受入れる対象者は次のとおりである。

- ア．住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ．現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ．避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

（4）指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

（5）指定避難所における職員の任務

- ア．一般的事項
  - （ア）指定避難所開設の掲示
  - （イ）避難者の受付及び整理

- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成
- イ. 本部への報告事項
  - (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
  - (イ) 指定避難所状況報告
  - (ウ) その他必要事項
- ウ. 指定避難所の運営管理
  - (ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせるものとする。
- b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- c 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- d 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。
- e 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- f 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- g 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- h 指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- j 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- k 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定に当たっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗い

やマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、上十三保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

## 10. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入園者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

## 11. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

- ア. 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- イ. 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- ウ. 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- エ. 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- オ. 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
  - (ア) 設定の理由  
警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。
  - (イ) 設定の範囲  
「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

## 12. 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

## 13. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

## 14. 広域避難対策

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び

指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 町は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

## 15. 訪日外国人旅行者対策

町は、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

## 16. 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を県に要請する。
- (2) 町は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、指定避難所の開設・運営についての応援を県に要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入依頼については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 17. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第9節 消防

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第9節に準じる。

## 第10節 水防

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第10節に準じる。

## 第11節 救出

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第11節に準じる。

## 第12節 食料供給

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第12節に準じる。

## 第13節 給水

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第13節に準じる。

## 第14節 応急住宅供給

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第14節に準じる。

## 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第15節に準じる。

## 第16節 障害物除去

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第16節に準じる。

## 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第17節に準じる。

## 第18節 医療、助産及び保健

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第18節に準じる。

## 第19節 被災動物対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第19節に準じる。

## 第20節 輸送対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第20節に準じる。

## 第21節 労務供給

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第21節に準じる。

## 第22節 防災ボランティア受入・支援対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第22節に準じる。

## 第23節 防疫

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第23節に準じる。

## **第 2 4 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 4 節に準じる。

## **第 2 5 節 文教対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 6 節に準じる。

## **第 2 6 節 警備対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 7 節に準じる。

## **第 2 7 節 交通対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 8 節に準じる。

## **第 2 8 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 9 節に準じる。

# 第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ以下のとおりとする。

## 第1節 雪害対策

### I 予防対策《総務課》

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図るものとする。

#### 1. 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防団、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない高齢者等の要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- (5) 町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、町は避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう努めるものとする。
- (7) 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (8) 町は、国及び県と連携し、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避場所等の整備を行うよう努めるものとする。
- (9) 集中的な大雪が予想される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。
- (10) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、大規模な交通障害の発生が想定される主要幹線道路において、タイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (11) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。

## 2. 情報の収集・連絡体制等の整備

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から相互の連携体制の強化を図る。

## 4. 捜索、救助・救急及び医療体制の整備

- (1) 医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の捜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5. 道路交通対策

融雪道路、除雪機械、施設等の整備を進めるとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。

また、降雪期前に関係機関と協議の上「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

## 6. 生活関連施設等の整備

- (1) 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

- (2) 上下水道施設

ア. 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計施行時に耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

イ. 上水道にあつては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識または柵等で注意を喚起する。

## 7. 農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止

果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。

- (2) ビニールハウスの破損防止

積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。

- (3) 越冬作物等の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。

- (4) 越冬飼料の確保

冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

(5) 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。

(6) 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

(7) 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるため、積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

(8) 漁業遭難の防止

冬期出漁による遭難を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業遭難防止の徹底を図る。

## 8. 文教施設の整備

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、措置を講じる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたて実施する。

## 9. 防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア. なだれ防止施設の整備

a 道路のなだれ防止施設の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所には階段工、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁、減勢工及びスノーシェッド等のなだれ防止施設を整備する。

b なだれ防止林の造成

農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

c 集落を保全するなだれ防止施設の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を整備する。

イ. なだれ危険箇所の警戒

a 危険箇所の点検

農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

b 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知させるため、主要道路及び通学路等を重点として必要箇所に

標識を設置する。

c 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講じる。

(2) 地吹雪災害予防対策

ア. 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェルター、防雪林、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。

イ. 地吹雪多発地域の警戒

- a 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。
- b 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオを通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア. 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ. 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講じる。

ウ. 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、第5章第1節「7. 農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害防止対策

ア. 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第18節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ. 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第20節「土砂災害予防対策」により実施する。

## 10. 屋根雪等の処理

(1) 計画的な雪下ろしの奨励

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励する。

(2) 雪止め及び防雪柵の設置

落雪による事故を防ぐため、雪止め及び防雪柵の設置を指導する。

(3) 屋根雪処理システムの普及

屋根雪の道路上への投捨て及び落下は道路交通を阻害するとともに人身事故の原因ともなることから、これを防ぐため、次の屋根雪処理システムの普及を図る。

- ア. 耐雪構造システム
- イ. 無落雪システム
- ウ. 消・融雪システム

## 11. 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実・強化を図る。

## 12. 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

## II 応急対策《総務課》

豪雪時において産業の機能低下の防止及び住民の生活を確保するため、以下のとおり道路交通確保を最重点とした除雪対策等を行うものとする。

### 1. 実施責任者

町長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために町道等の除排雪を行うものとする。

### 2. 道路の交通確保

#### (1) 情報の収集、連絡

ア. 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握し、常に異常の有無を掌握する。

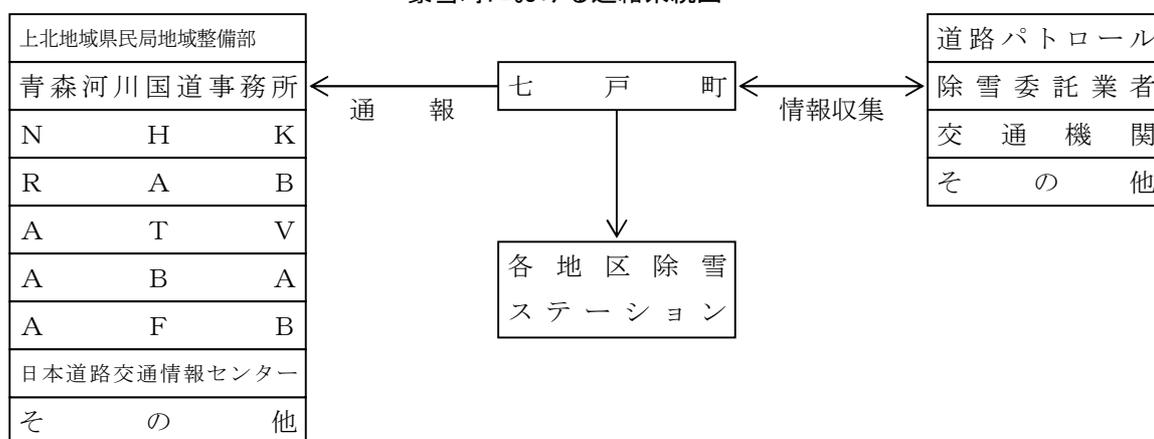
イ. 町地域防災計画に基づき、当該地域に係る雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

ウ. その他の機関は、所掌事務に係る災害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じ、県、町等に伝達する。

エ. 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。

異常事態が発生した場合は、速やかにNHK、RAB、ATV、ABA、AFB、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、青森県上北地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所十和田道路維持出張所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



#### (2) 豪雪災害時における体制

特に集中的な大雪に対しては、町は、国及び県と連携して、人命を最優先に幹線道路上で大規模

な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

当町域管轄の地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期するものとする。

ア. 道路及びこれに関する情報連絡の強化

イ. 除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配

ウ. 除排雪作業の強化及び計画的検討

エ. 除雪時期の検討

オ. パトロール強化及び写真その他資料の準備

### (3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその基準	除雪目標
第1種	1,000台以上/日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500~1,000台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500台未満/日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

## 3. 消防救急医療業務体制の確保

七戸町消防計画による。

## 4. 生活関連施設の確保

### (1) 通学通園路の確保

豪雪時には、町は、住民と協力し通学通園路を確保するものとする。

### (2) 堆雪場の指定

堆雪場は、公共用地をもって充てる。私有地を使用する場合は所有者と協議し、その都度決める。

## 5. 鉄道交通の確保

(1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

## 6. 通信、電力供給の確保

各事業者は、送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努めるものとし、異常事態が発生した場合は、早急に対応するよう町長はそれぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

## 7. 交通安全対策及び交通の円滑化対策

- (1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。また、七戸警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくすよう指導する。
- (2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、七戸警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。
- (3) 除（排）雪作業を実施する場合、七戸警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 8. 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障がい者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

## 9. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」及びその他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第2節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策《総務課》

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 2. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

#### 3. 捜索、救助、救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努める。

#### 4. 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善を行うものとする。

### II 応急対策《総務課》

航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

#### 1. 実施責任者

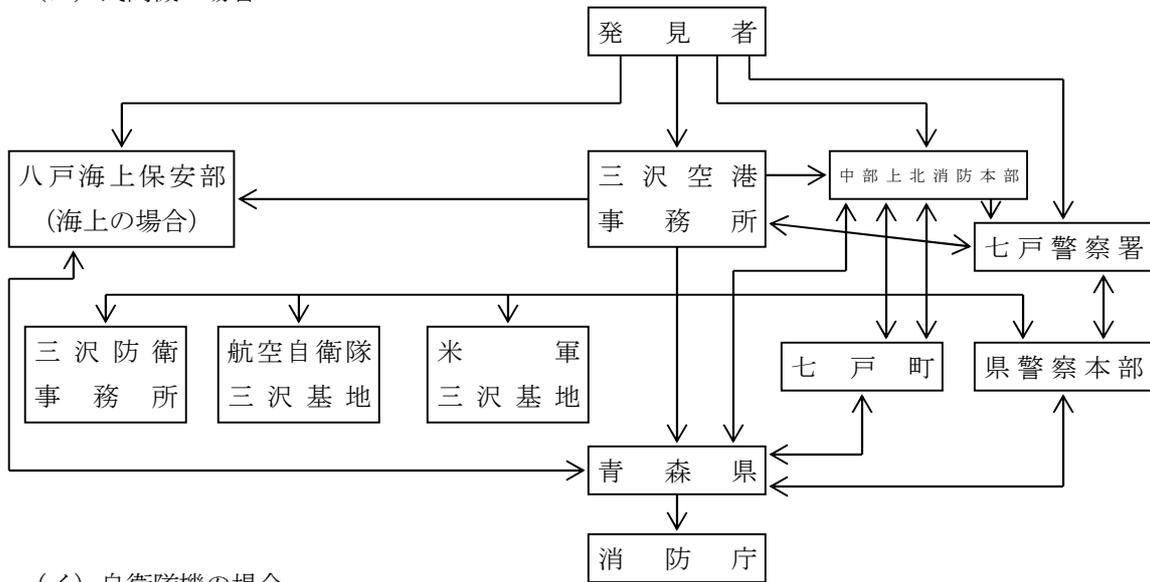
航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行うものとする。

## 2. 情報の収集・伝達

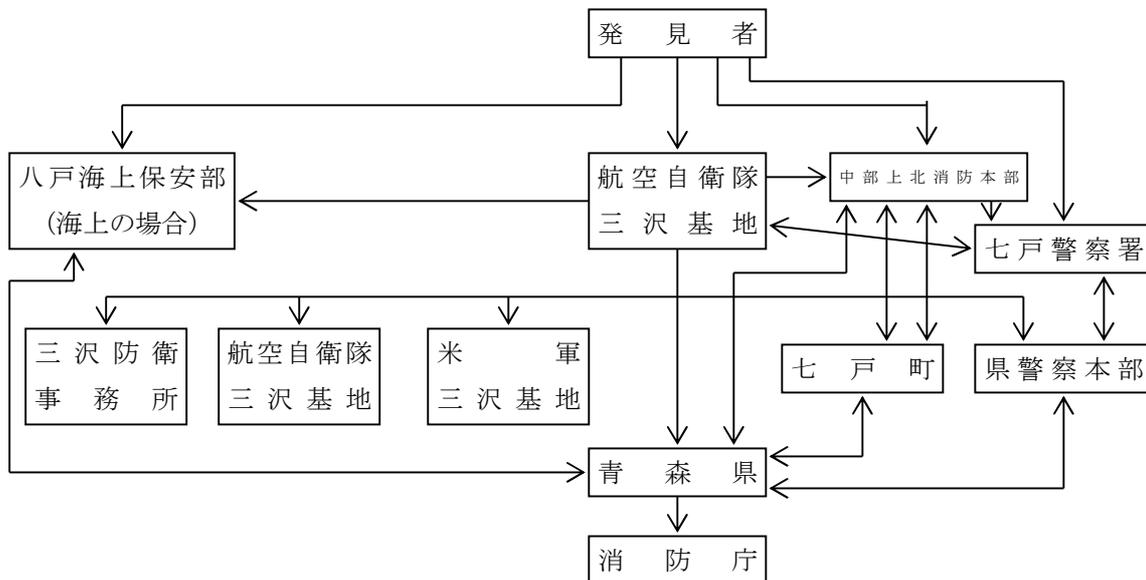
航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

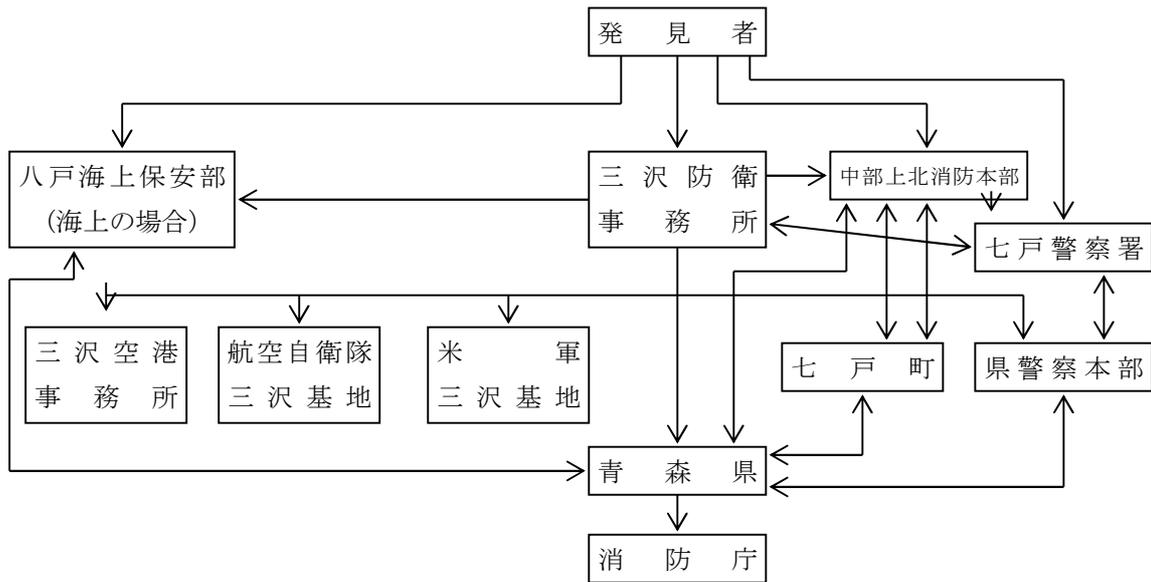
（ア）民間機の場合



（イ）自衛隊機の場合



(ウ) 米軍機の場合



### 3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4. 捜索活動（防災関係機関の措置）

#### (1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、捜索活動を実施する。

#### (2) その他関係機関の措置

密接に協力のうえ、ヘリコプター等多様な手段を活用して捜索活動を実施する。

### 5. 救助・救急活動

#### (1) 町長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

#### (2) 防災関係機関の措置

##### ア. 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

##### イ. 七戸警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

##### ウ. 第二海上保安部（青森・八戸海上保安部）の措置

海上における災害にかかる救助・救急活動を行うとともに、東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）、自衛隊、市町村等の救助活動を支援する。

##### エ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、救助活動を実施する。

#### オ. 県の措置

町の実施する救急活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

### 6. 医療活動

#### (1) 町長の措置

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

#### (2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協定のもと医療救護活動を適切に実施する。

### 7. 消火活動

#### (1) 町長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

#### (2) 防災関係機関の措置

##### ア. 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

##### イ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、消火活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

##### ウ. 県の措置

町（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

### 8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」により実施する。

### 9. 立入禁止区域の設定・避難誘導等

#### (1) 町長の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命じる。

#### (2) 防災関係機関の措置

##### ア. 七戸警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講じるとともに、町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨町へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ. 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

**10. 災害広報（町長の措置）**

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

**11. 応援協力関係**

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊災害の派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

### 第3節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、又はその軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

#### I 予防対策《総務課》

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1. 鉄軌道の安全確保

##### (1) 鉄軌道事業者の措置

ア. 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ. 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生じるおそれがある時には、当該線路の監視に努める。

ウ. 国と協力して、踏切りにおける自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

##### (2) 町長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

#### 2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

#### 4. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

##### (1) 鉄軌道事業者の措置

ア. 事故災害発生直後における旅客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連携強化に努める。

イ. 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、

消防機関との連携の強化に努める。

## (2) 町長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5. 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## II 応急対策《総務課》

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

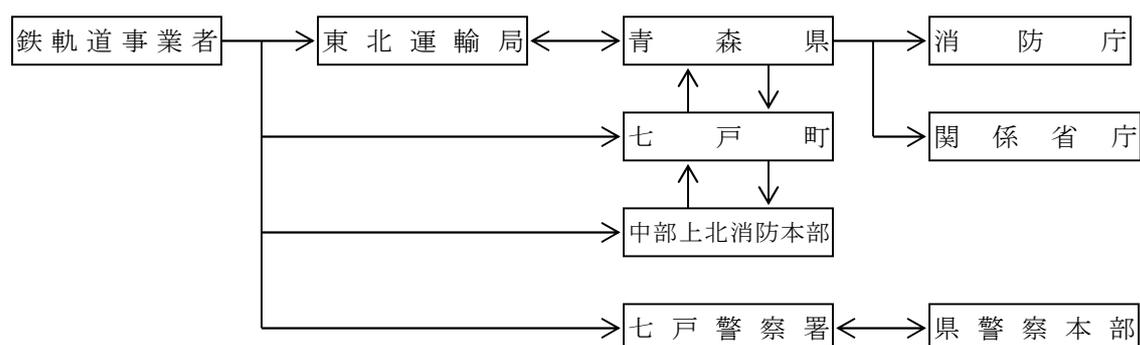
### 1. 実施責任者

鉄道災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行うものとする。

### 2. 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)



### 3. 活動体制の確立

#### (1) 鉄軌道事業者の措置

発生後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

#### (2) 町長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取る。

## 4. 救助・救急活動

### (1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助救急活動を行うよう努めるとともに、救助救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

### (2) 町長の措置

救助・救急活動については、第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

## 5. 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

## 6. 消火活動

### (1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

### (2) 町長の措置

消火活動については、第4章第9節「消防」による。

## 7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### (1) 鉄軌道事業者の措置

事故が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

### (2) 町長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」による。

## 8. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 9. 災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

## 10. 応援協力関係

(1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第4節 道路災害対策

道路構造物の被災又は、道路における車両の衝突等により、大規模な救急活動や消火活動が必要とされている災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策《建設課》

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1. 道路交通の安全確保

##### (1) 道路管理者の措置

ア. 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ. 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講じる、また、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

##### (2) 町長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

##### (3) 防災関係機関の措置

七戸警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ると共に、異常が発見され、災害は発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

#### 2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

#### 4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

##### (1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

##### (2) 町長の措置

災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5. 防災訓練の実施

国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 6. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行う、あらかじめ体制及び資材等の整備を行う。

## 7. 防災知識の普及

道路管理者は、道路使用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

## 8. 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## II 応急対策《建設課》

道路構造物の被災等が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

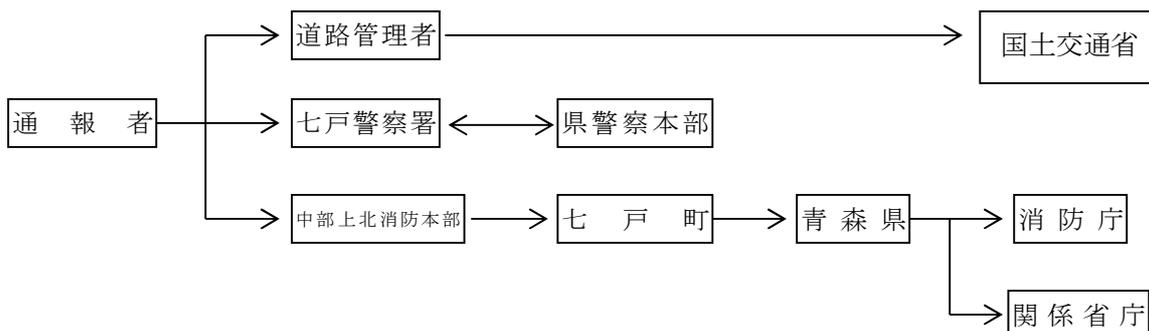
### 1. 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、町長が行うものとする。

### 2. 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報に収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。  
(『火災・災害等即報要領』)



### 3. 活動体制の確立

#### (1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じる。

#### (2) 町長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4. 救助・救急活動

#### (1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

#### (2) 町長の措置

救助救急活動については第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

### 5. 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

### 6. 消火活動

#### (1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (2) 町長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」による。

### 7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」によるほか、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### 8. 危険物の流出に対する応急対策

#### (1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

#### (2) 防災関係機関の措置

##### ア. 中部上北消防本部の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

##### イ. 七戸警察署の措置

道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

## 9. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

### (1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### (2) 七戸警察署の措置

災害により破損した道路施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

## 10. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 11. 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

## 12. 応援協力関係

(1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第5節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策《総務課・消防本部》

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

#### 1. 現況

地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

##### (1) 液化石油ガス製造施設

事業所名	所在地	電話番号	貯蔵 (t)	製造形態
八戸液化ガス(株)七戸営業所	荒熊内66-151	62-4113	100 (50×2基)	液化石油ガス充填所

##### (2) 火薬庫（一級）

事業所名	所在地	電話番号	最大貯蔵量 (kg)	火薬庫所在地
七戸貨物(株)	影津内38-1	68-3615	6,000	志茂川原207

#### 2. 保安思想の啓発

危険物施設等による災害の未然防止を図り、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、次のことを行う。

##### (1) 各種行事による啓発

危険物施設等の従業員に対し、危険物に対する知識の向上と防災に関する知識の普及を図るため、火災予防運動、危険物安全週間等各種行事において防災に関する映画、講演・講習会及び懇談会等を開催し、防災知識の普及に努める。

##### (2) PR冊子等による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、消防関係機関紙、防火推進パンフレット、危険物会報、ポスター等を配布し、防災に関する知識の普及に努める。

##### (3) 民間協力団体による啓発

防火委員会、危険物保安連絡協議会、その他の民間協力団体等を通じ、防災に関する知識の普及に努める。

#### 3. 予防査察等の強化

(1) 町長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、中部上北消防本部又は県に連絡し、必要な措置を要請するものとする。

(2) 町長、中部上北消防本部消防長及び知事は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア. 予防査察の実施

危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導するものとする。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び危険物等を運搬する貨物自動車について、街頭において一斉取締りを実施し、事故の防止に努めるものとする。

イ. 火災予防条例の趣旨を徹底させ、施設の管理責任者等に火災予防に関し、自覚を促し届出義務を履行させるものとする。

ウ. その他火災予防に対する措置を徹底するものとする。

(3) 町長は、危険物等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、中部上北消防本部、七戸警察署及び県と相互に情報を交換するものとする。

#### 4. 自主保安体制の整備

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者等を選任し、取扱作業等者の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる体制を確立実施するものとする。

- ・ 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- ・ 保安検査、定期点検要領
- ・ 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- ・ 防災教育の徹底
- ・ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領
- ・ 防災訓練の実施

#### 5. 防災設備・資機材の整備

防災設備、資機材の整備に当たっては、関係法令の基準を遵守することはもとより、更に強化充実に努めるものとする。

#### 6. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 7. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 8. 救助・救急及び消火活動体制等の整備

災害時の救助・救急、消防活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

## 9. 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材の整備を行う。

## 10. 避難体制の整備

避難体制の整備は、地震災害対策編第3章第9節「避難対策」により実施する。

## 11. 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者等、県及び国の機関等と、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 12. 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

## II 応急対策 [総務課]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩等が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

### 1. 実施責任者

- (1) 災害時における危険物等による被害の防止のために必要な応急措置は、町長、中部上北広域事業組合消防本部消防長及び知事が行うものとする。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。

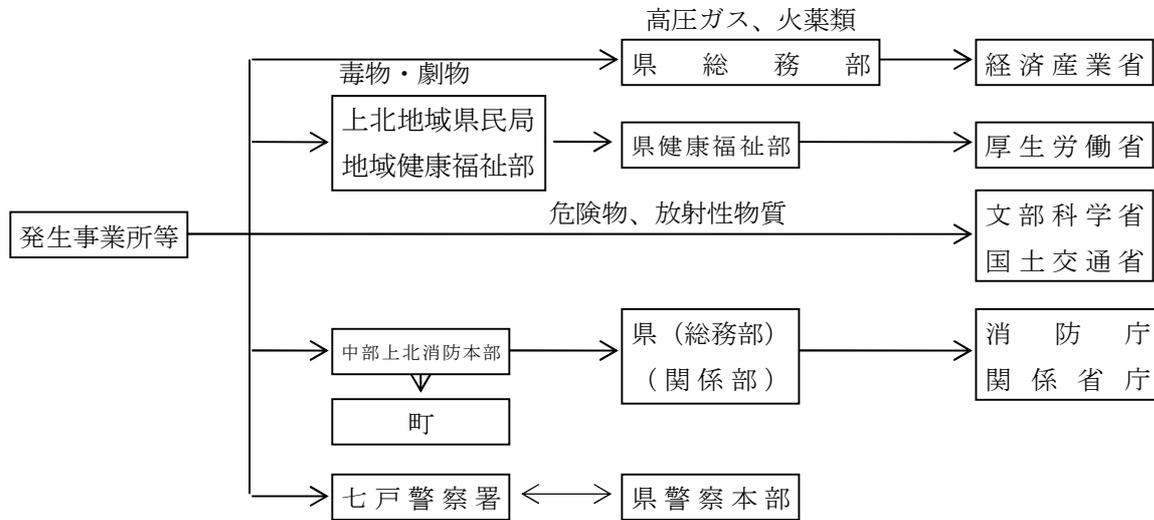
### 2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの
- (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- ア. 海上、河川への危険物等が流出したもの又は流出するおそれのあるもの
  - イ. 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- (3) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故



### 3. 危険物の応急措置

#### (1) 危険物製造所等の管理者等の措置

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに中央消防署に通報し、必要な指示を受けるものとする。

#### (2) 町長の措置

ア. 県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ. 町（消防機関）は、製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合するよう命じ、又は、施設の使用の停止を命じる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ. 町（消防機関）は、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ. 消防計画等により消防隊を出動させ災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ. 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は他の市町村に対して応援を要請する。

カ. さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

#### (3) 七戸警察署の措置

危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危

険防止のため通常必要を認められる措置をとるよう命じ、また自らその措置を講じる。また、町（消防機関）が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨町（消防機関）へ通報する。

#### 4. 高圧ガスの応急措置

##### (1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア. 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋める等の安全措置を講じる。

イ. 県、七戸警察署及び町（消防機関）へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

##### (2) 町長の措置

危険物の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

##### (3) 七戸警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講じる。

#### 5. 火薬類の応急処置

##### (1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア. 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。

イ. 県、七戸警察署及び町（消防機関）へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

##### (2) 町長の措置

危険物の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

##### (3) 七戸警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講じる。

#### 6. 毒物・劇物の応急措置

##### (1) 毒物・劇物営業者の措置

ア. 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じる。

イ. 県、七戸警察署及び町（消防機関）へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

##### (2) 町長の措置

ア. 県へ災害発生について、直ちに連絡する。

イ. 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

ウ. 大量放出に関しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

##### (3) 七戸警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講じる。

## 7. 放射線使用施設における応急措置

### (1) 放射線使用施設の管理者の措置

- ア. 災害の発生について速やかに中央消防署に通報する。
- イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
- ウ. 被害拡大防止等の措置を講じる。
- エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないよう措置を講じる。

### (2) 町長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに県に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。

### (3) 七戸警察署の措置

町と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒交通規制等の措置を講じる。

## 8. 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

## 9. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」により実施する。

## 10. 危険物等の大量流出に対する応急対策

- (1) 中央消防署は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (2) 七戸警察署は、危険物等が大量流出した場合、町と連携し避難誘導立入禁止区域の警戒、交通規制を行うほか防除活動を行う。

## 11. 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

## 12. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 13. 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

#### 14. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第6節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策《総務課》

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設設備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

#### 2. 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

#### 3. 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

#### 4. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 5. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 6. 救助・救急、医療及び消火体制の整備

(1) 医療機関、消防機関との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

(3) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(4) 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 7. 避難体制の整備

避難体制の整備は、地震災害対策編第3章第9節「避難対策」により実施する。

## 8. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

## 9. 防災知識の普及

(1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

(2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及、啓蒙に努める。

(3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

## 10. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

## II 応急対策 [総務課]

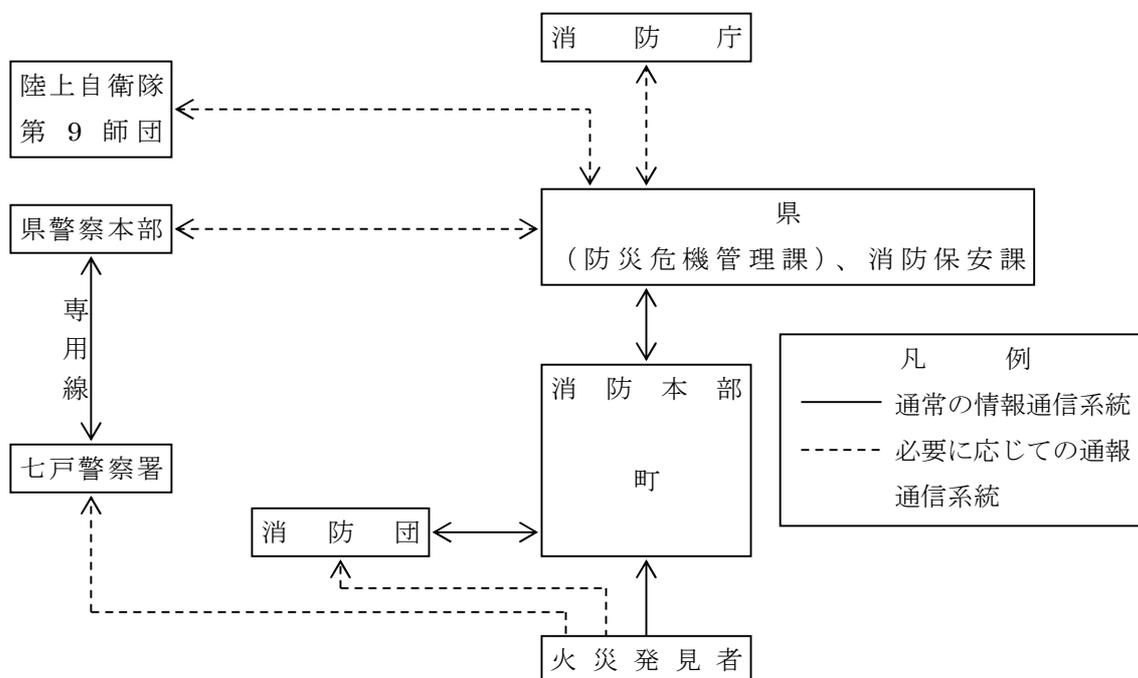
大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

### 1. 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、町長及び中部上北広域事業組合消防本部消防長が行うものとする。

### 2. 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



### 3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4. 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第11節「救出」により実施する。

### 5. 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

### 6. 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」により実施する。

## 7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」により実施する。

## 8. 避難対策

住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、町長は当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法等は第4章第8節「避難」によるものとする。

## 9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

## 10. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

## 11. 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

## 12. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第7節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、又は被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策《総務課》

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1. 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備に当たり、第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

##### (1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設を整備する。

また、他の森林所有者等が行う予防措置に積極的に協力する。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア. 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ. 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰提等を利用し貯水施設を設ける。

ウ. 防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。

##### (2) 防御資機材の備蓄

増加する林野火災に対処するため、防御資機材の整備、備蓄を推進するとともに森林所有者、管理者等に対しても、同等の資機材、特に自然水利を利用した水利の確保を指導するものとする。

#### 2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

#### 4. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。

ア. 空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

イ. 消火資機材の整備

軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

## 5. 避難体制の整備

避難体制の整備は、地震災害対策編第3章第9節「避難対策」により実施する。

## 6. 施設、設備の応急復旧活動

町・公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

## 7. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

## 8. 出火防止対策の充実

### (1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、関係機関は火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア. 山火事防止運動強調期間の設定

林野火災の多い春季（4月）及び秋季（10月）を山火事防止運動強調期間として定め、全町にわたる広報運動を展開し、林野火災の防止に努めるものとする。

イ. 山火事防止対策協議会の開催

上北地域県民局その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整し、山火事防止運動を強力に推進するものとする。

ウ. 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行うものとする。

エ. ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を示したポスター、看板を設置し、または横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ. チラシ、パンフレット等の作成、配布

町の広報紙等により、集落会等の自治組織を積極的に活用し、住民に対して直接注意を喚起するものとする。

カ. 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透も併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター等の募集を行う。

キ. 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレードを実施し、山火事防止を呼びかける。

ク. 火入れに関する条例の遵守

七戸町火入れに関する条例を遵守させるとともに農林業従事者に対し、作業火、たき火及びた

ばこ火等についての注意を促すものとする。

## (2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、巡視、監視を実施するとともに4月から10月までの火災多発期には、巡視員、監視員を増強し、管内の巡視警戒を実施し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生危険性を排除するものとする。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底するものとする。

## II 応急対策《総務課》

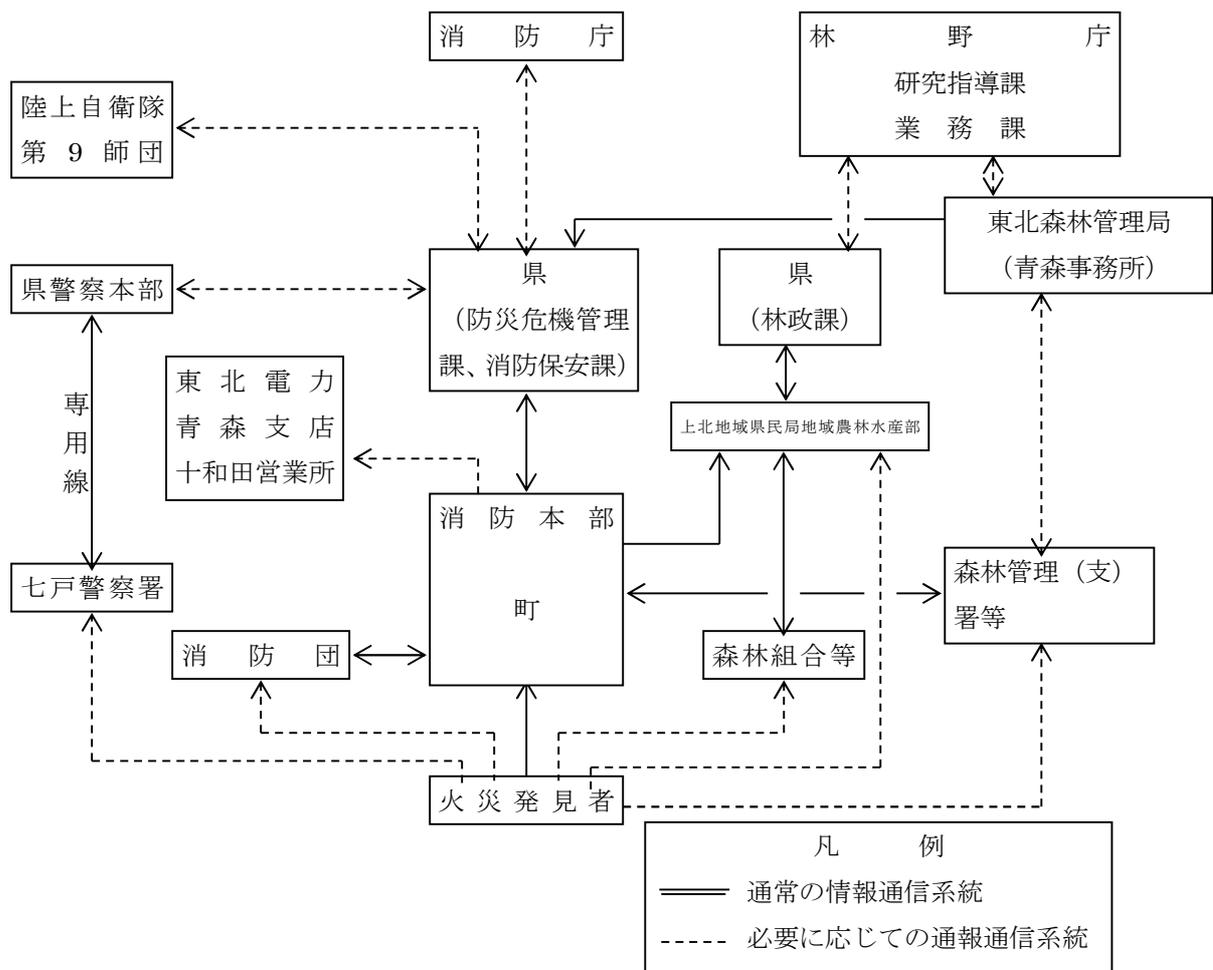
大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を量小限に止めるため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

### 1. 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、町及び中部上北広域事業組合消防本部消防長が行うものとする。

### 2. 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



### 3. 活動体制の確立

#### (1) 防御隊の召集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の召集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材を補給する。

#### (2) 現場指揮本部の設置

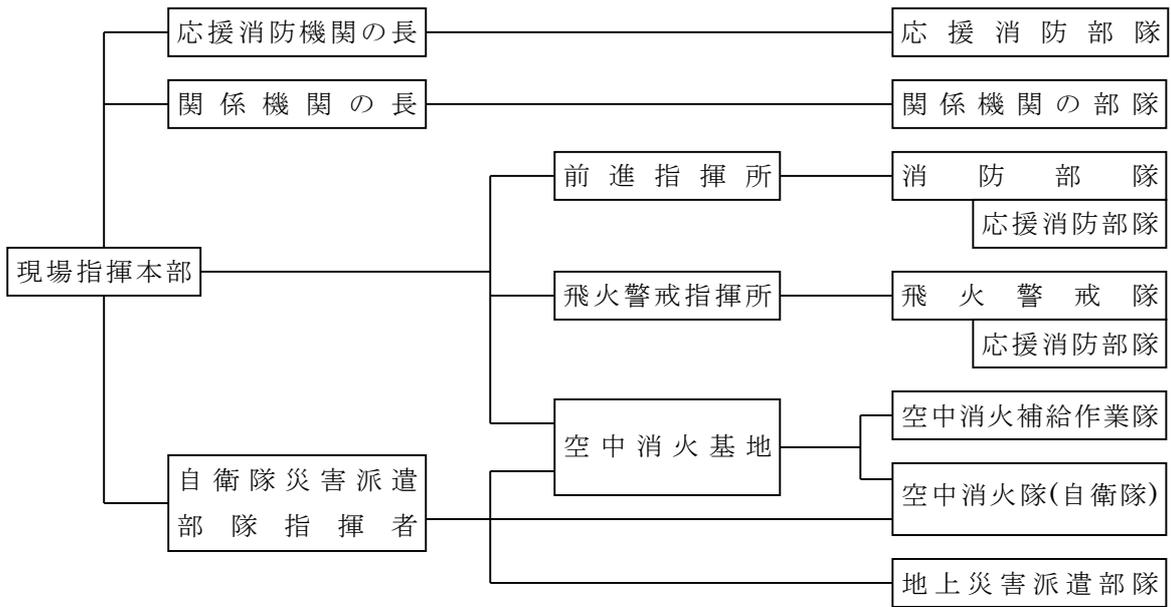
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、県防災ヘリコプター、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長が現場最高指揮者として状況に応じた防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保するものとする。

火災の区域が二以上の市町村または広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して決定する。

##### ア. 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。



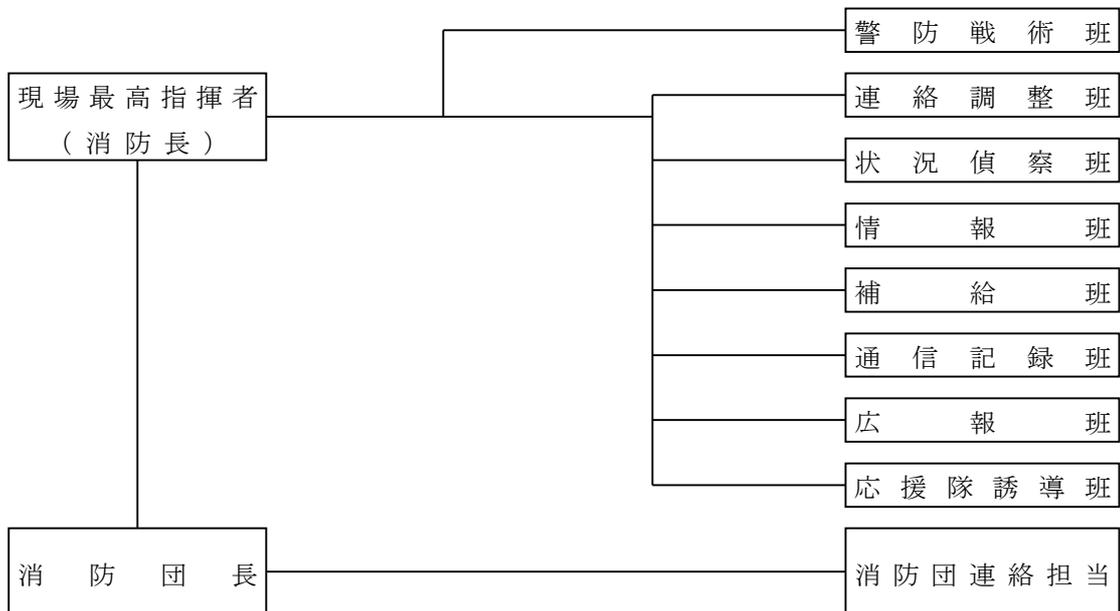
イ. 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により標示する。

ウ. 現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 編成

現場指揮本部は、概ね次のとおり編成する。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

(a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。

(b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。

(C) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。

(d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡する。

c 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察、収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集、整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃軸等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図る。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱をさけるため、火災の現況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、住民に的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等の地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

#### 4. 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第11節「救出」により実施する。

#### 5. 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

#### 6. 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により地上消火を実施する。

(2) 空中消火

空中消火は、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮したうえで、次の場合に状況にあった最適な消火法を選定し、県防災ヘリコプターによりまたは自衛隊の災害派遣要請を要求して実施する。

ア. 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ. 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ. 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、または不足すると判断されるとき

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

#### (4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

### 7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」により実施する。

### 8. 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。

ア. 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

イ. 林野内の住家または山麓周辺の集落等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水または防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

ウ. 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、または延焼するおそれのある場合、住民の生命または身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、町長は、当該住民に避難指示を発令する。

避難の方法等は、第4章第8節「避難」による。

### 9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

### 10. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

### 11. 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

### 12. 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

### 13. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急搭置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

---

## 第6章 災害復旧対策計画

---

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、県及び防災関係機関が講ずべき措置は以下のとおりとする。

### 第1節 公共施設災害復旧

地震災害対策編 第5章—災害復旧対策計画 第1節に準じる。

### 第2節 民生安定のための金融対策

地震災害対策編 第5章—災害復旧対策計画 第2節に準じる。

### 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

地震災害対策編 第5章—災害復旧対策計画 第3節に準じる。

七戸町地域防災計画  
[風水害等災害対策編]

---

発行日 令和5年10月  
発行 青森県 七戸町

〒039-2792  
青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4  
TEL: 0176-68-2111  
FAX: 0176-68-2804

企画・編集 七戸町 総務課

---